

令和 5 年度業務実績報告書

【第 5 期中期目標期間】令和 5 年度～令和 7 年度

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日



独立行政法人空港周辺整備機構

＜第5期中期目標 政策体系における法人の位置づけ及び役割＞

航空輸送の急激な発展に伴うジェット機の運航の増加は、利便性の向上をもたらす反面、空港の周辺地域に深刻な騒音問題を引き起こしたことから、国は、特定飛行場（国が設置する公共用飛行場であって騒音等による障害が著しいと認める空港）について、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「騒防法」という。）」に基づき、その周辺地域の住宅の騒音防止工事の助成や移転補償等の環境対策事業を実施している。

福岡空港は、特定飛行場の中でも、特に空港周辺が市街化されているため、騒防法により、計画的な周辺地域の整備を行う周辺整備空港に指定されており、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）が航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的として、環境対策事業（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業）を着実に実施する役割を担っている。

環境対策事業の実施にあたり、地域と空港の共生に貢献することを念頭に、機構は、空港周辺住民や関係自治体等との意思疎通を図りながら、地域の事情や住民の要望に沿ったきめ細やかな対応を行ってきた結果、機構は、長年にわたり事業に係る豊富なノウハウを蓄積し、関係自治体や住民からも高い評価及び信頼を得ている。また、地元調整等の関連業務の経験を有する国・県・市からの出向者の能力を最大限に活かした地域密着型の事業実施体制を構築している。

一方、住宅騒音防止対策事業や移転補償事業は、住民による申請に基づくものであるため、住民感情に配慮した情報発信が重要であり、申請者の高齢化に伴い、より丁寧なコミュニケーションやデジタルとアナログの併用等、高齢化社会に即した対応が求められるとともに、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化や、デジタル化へ対応した取組を行う必要がある。

さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定。以下「25年閣議決定。」）」及び「福岡空港特定運営事業等実施方針（平成29年3月24日国土交通省航空局。）」に基づき、滑走路増設事業の完了から4年後（令和11年3月予定）に機構の廃止が予定されている中、環境対策事業については、今後、滑走路増設事業の完了後に予定されている騒音対策区域の見直しに伴う対応を機構が一定の期間行ったうえで、運営権者による円滑な業務の実施を確保すると決定している。

従って、滑走路増設事業の進捗を注視しながら、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進し、安定的な空港運営の継続につなげる必要がある。

なお、機構の業務及び組織の運営については、国の政策を実施するための機関として法人の機能の最大化を図るため、存続期間を見据えた業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図り、本中期目標にしたがって業務を着実に実施し、機構の廃止に向けた準備を行うものとする。

＜中期計画の前文＞

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、福岡空港の周辺地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的として、福岡空港周辺の環境対策事業（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業）を実施してきた。

一方で、国は福岡空港の運営を「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号。）」に基づき、平成31年4月から福岡国際空港株式会社（以下「運営権者」という。）に委託を開始するとともに、滑走路処理能力の向上を図るため、滑走路増設事業が行われているところであり、令和7年3月末に完了予定である。

福岡空港の環境対策事業については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定。）」及び「福岡空港特定運営事業等実施方針（平成29年3月24日国土交通省航空局。）」に基づき、滑走路増設事業の完了から4年後（令和11年3月予定）に機構の廃止が予定されている中、当該事業の完了後に予定されている騒音対策区域の見直しに伴う対応を機構が一定の期間行ったうえで、運営権者による円滑な業務の実施を確保すると決定している。

これらの方針等を踏まえ、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定に基づき、国土交通大臣から指示を受けた中期目標（令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間の目標）を達成するための計画を以下のとおり定める。

＜令和5年度計画の前文＞

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受けた令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期間における機構の中期目標を達成するための計画に基づいた令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間における業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

業務運営に関する報告

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - (1) 再開発整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 住宅騒音防止対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (3) 移転補償事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
 - (4) 緑地造成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1
2. 業務運営の効率化に関する事項
 - (1) 業務改善の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4
 - (2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化・・・・・・・・ 3 7
3. 財務内容の改善に関する事項
 - (1) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画・・・・ 3 9
 - (2) 短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 2
 - (3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画・・ 4 3
 - (4) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画・・・・・・・・ 4 4
 - (5) 剰余金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 5
4. その他業務運営に関する重要事項
 - (1) 内部統制の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 6
 - (2) 情報セキュリティ対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 3
 - (3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化・・・・・・・・・・・・ 5 8
 - (4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進・・・・ 6 8
 - (5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組・・・・ 7 1
 - (6) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途・・・・・・・・ 7 2



(1) 再開発整備事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(1) 再開発整備事業

再開発整備事業は、移転補償事業により国が取得した土地を、機構が有償で借受け、周辺生活環境へも配慮しながら「騒音斉合施設※」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る事業である。

本事業は、これまで地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現しており、地域活性化に繋がっている。

今後も地域との共生に資するため、貸借人の経営状況の把握や、賃借料の安定的な確保に努めるなど事業の健全性を確保すること。

また、騒音斉合施設の資産価値を維持するため計画的な修繕を実施するとともに、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化にも留意しながら、適切な維持管理を図っていくこと。

※ 航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（駐車場、倉庫、物販施設など）

【指標】

- ・ 定期巡回による全施設月 1 回の点検実施
(前中期目標期間実績※ 全施設月 1 回の点検実施)
 - ・ 全貸借人との情報交換のための面談 年 1 回以上
(前中期目標期間実績※ 全貸借人との面談等 年 1 回以上実施)
- ※前中期目標期間実績：平成 30 年度から令和 3 年度までの実績

＜指標の考え方＞

- ・ 定期巡回については、施設の不具合や劣化の有無を早期に把握し対処することができることから、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。
- ・ 全貸借人との情報交換のための面談については、経営状況や施設修繕等の要望の把握により貸付料滞納や急な退去等リスクに備えられることから、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。

【中期計画】

福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。

(1) 再開発整備事業

地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国、関係自治体及び地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現し、地域の活性化を図ってきた。今後も地域と空港の共生に貢献するため、貸借人の経営状況の把握や、賃借料の安定的な確保に努めるなど事業の健全性を確保する。

また、騒音斉合施設の資産価値を維持するため計画的な修繕を実施するとともに、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化にも留意しながら、適切な維持管理を図っていく。

(指標：定期巡回による全施設月 1 回の点検実施)

(指標：全貸借人との情報交換のための面談等 年 1 回以上)



中期目標・中期計画・年度計画

【年度計画】

福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について确实・適正な執行を図る。

(1) 再開発整備事業

次の取組を行い、事業を着実に推進する。

- イ 耐用年数を経過し老朽化の著しい騒音斉合施設（1施設）について、賃借人との面談を踏まえて退去に向けた交渉を進めることとし、安全に関わる様々なリスクの観点から対応策を検討しつつ、適切な施設保全に努める。
- ロ 騒音斉合施設の資産価値の維持及び安全の確保を図るため、定期的な巡回・点検を実施し、計画的に修繕を行っていく。その実施にあたっては、騒音斉合施設の保全状況や修繕記録のデータベース化を進めることにより、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化にも留意して、適切な維持管理に努める。
- ハ 事業の健全性の確保を図るため、騒音斉合施設賃借人と情報交換や面談等を行うことにより、経営状況や施設管理におけるリスクを把握し、賃借料の安定的な確保に努める。
（指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施）
（指標：全賃借人との情報交換のための面談等 年1回以上）

当該年度における取組

■年度計画（1）イ

＜老朽化施設の保全＞

取組内容	成果、効果
○ 耐用年数を経過し老朽化の著しい騒音斉合施設については、耐震性能など安全性の観点も踏まえ、弁護士と相談のうえ、立退きを前提とした交渉を進めている。 なお、当該施設については、定期的な巡回点検等による安全確認を徹底し、適切な保全に取り組んでいる。	○ これまで、賃借人との面談を重ね、適宜、意向の確認や相談にも応じてきたところであり、令和3年度には弁護士立会いのもと定期賃貸借契約書（案）を提示して契約期間の終了日を明確に示してきたが、令和5年度も賃借人側の事情により立退きには至っていない。引き続き、弁護士と相談しながら交渉を継続するとともに耐震性及び修繕可能性調査の実施を含め、今後の方向性を検討していく。



当該年度における取組

■ 年度計画（1）ロ

＜騒音斉合施設の維持管理、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化＞

取組内容	成果、効果
○ 令和3年度に新たに策定した「騒音斉合施設全体修繕計画」に基づいた大規模改修工事や修繕を行い、施設の継続的な安全性の確保と適切な維持管理を実施した。 ○ 全ての施設について、月1回の定期巡回による点検を実施した。 なお、定期巡回時は、外観の目視点検だけでなく、賃借人と面談することで、詳細な施設の稼働状況や不具合箇所の把握に努めた。 また、台風が通過した後などには、緊急の巡回点検を行い、被害状況の確認を徹底した。 ○ 福岡国際空港株式会社への業務移管を計画している騒音斉合施設のデータベースについて、引き続き保全状況や修繕記録の更新を進めた。	○ 修繕計画に基づいた計画的修繕により、騒音斉合施設に係る資産価値の維持向上を図ることができた。 ・大型施設2件 ホームセンター （防火シャッター改修、トイレ改修） また、予防保全（照明設備交換等）を行ったことで、資産の維持管理が適切に図られた。 ○ 定期巡回及び緊急巡回を行うことで、施設の不具合や劣化の有無・進行度合いを的確に把握することができ、この取組によって不具合箇所等の早期発見・緊急修繕に繋がり、施設の適切な維持管理が図られた。 ・大型施設4件 ホームセンター （排煙口修繕、泡消火設備修繕、自動ドア装置更新、電気錠設備修繕） ・大型施設以外4件 運送業（排煙窓修繕、照明設備修繕、ドアガラス入替） 建設業（電気設備修繕） ○ 物件データベースを適宜更新するとともに、組織内において当該情報の共有化を図ることで、計画的な修繕や緊急的に対応が必要な修繕業務において円滑かつ効率的に処理することができた。



当該年度における取組

【指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施】

(令和6年3月末現在)

年度	保有施設	指標	実績	達成率
令和5年度	30件	全施設月1回の点検実施（年12回）	- 全施設月1回の点検実施 12回 - 台風の通過後等の緊急点検実施 4回	100%

＜騒音斉合施設の修繕状況＞

(件)

施設規模	施設数	計画	臨時	計
大型施設（大井地区）	3	2	4	6
大型施設以外	27	0	4	4
計	30	2	8	10

(注)「計画」：改修計画に基づくもの、「臨時」：計画以外のもの



当該年度における取組

■ 年度計画（1）ハ

<事業健全性の確保>

取組内容	成果、効果
○ 経営状況の悪化等による再開発整備事業への影響等に鑑み、全賃借人 27 者と面談を実施するとともに、第三者の調査機関等からの情報収集を行い、賃借人の経営状況を把握するための調査を行った。 ○ 国有地使用料の大幅な上昇に伴い、貸付料の増額が必要となった賃借人(6 者)に対して、新型コロナウイルス感染症による影響が落ち着いたことを契機に貸付料の増額交渉を行った。 ○ 支払遅延に備え、毎月、貸付料の入金確認を行うことで、滞りなく納入期限内の賃料回収を行った。	○ 賃借人との面談及び調査機関等からの情報を分析することにより、賃借人の経営状況を詳細に把握することができ、貸付料滞納などのリスクに備えることができた。 ○ 日頃から賃借人とのコミュニケーションを通じ、多様な相談に真摯に応じてきた結果、円滑に手続きを進めることができ、対象 6 者のうち 5 者と貸付料の増額の変更契約を締結した。残りの 1 者については現在も継続して交渉中である。 ○ 定期的な入金確認により、支払遅延の発生を未然に防ぐことができた。



当該年度における取組

【指標：全貸借人との情報交換のための面談等 年1回以上】

(令和6年3月末現在)

年度	貸借人	指標	実績	達成率
令和5年度	27者	全貸借人との面談等 年1回以上	経営状況確認や施設修繕等に係る面談等 27者(延べ40回)	100%

<再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況>

○ 令和5年度末における保有施設30件、うち空き施設は0件である。結果、貸付料の安定的な収入を確保できた。また、収支状況については、施設の修繕等の適切な実施に努めた結果、経費率は90.4%であり、安定した収支の確保につながった。

年 度	保有施設	うち 空き施設 (年度末現在)	事業収入 (A)		業務支出 (B)		経費率 (B/A)
				回収率	業務支出	借入金償還等支出	
令和元年度	33件	1件	606,895,188円	100%	479,303,643円	78,044,360円	91.8%
令和2年度	31件	0件	613,317,378円	100%	526,549,112円	42,331,116円	92.8%
令和3年度	31件	0件	615,449,988円	100%	561,558,038円	3,456,000円	91.8%
令和4年度	30件	0件	615,449,988円	100%	517,648,187円	3,456,000円	84.7%
令和5年度	30件	0件	618,041,588円	100%	555,460,626円	3,456,000円	90.4%

(注) ・事業収入：固有事業収入のうち業務収入のみ(雑収入を除く)
・業務支出：固有事業勘定のすべて



(2) 住宅騒音防止対策事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 住宅騒音防止対策事業

住宅騒音防止対策事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、騒音区域（第一種区域）指定の際に存在した住宅に対し、住民からの申請に基づき、国や関係自治体からの助成を受けて防音工事を行うとともに、当該工事により設置された空気調和機器の更新工事に対する助成を行う事業である。

今後、騒防法に基づく国からの補助事業として、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくとともに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、計画的に情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化を行うこと。

【指標】

- ・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内
（前中期目標期間実績※ 最長処理日数59日）

＜指標の考え方＞

・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数については、交付申請書類の審査及び検査並びに国への資金請求手続きに必要な日数を勘案したうえで、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。

【中期計画】

(2) 住宅騒音防止対策事業

「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「騒防法」という。）」に基づく国や関係自治体からの助成を行う事業として次のとおり取り組む。

国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報等を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図る。

また、事務処理の効率化等により補助金申請から交付決定までの日数の短縮を最大限図り、事業を着実に推進していく。

さらに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、国が行う地元対策を見ながら、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、計画的に情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化を行う。

（指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内）



中期目標・中期計画・年度計画

【年度計画】

(2) 住宅騒音防止対策事業

次の取組を行い、事業を着実に推進する。

- イ 国及び関係自治体と緊密な連携をとるとともに、情報の共有を行う。
 - ロ 自治体広報誌への事業案内の掲載、関係自治体等の窓口での事業パンフレット配布、ホームページの適切な更新・改善等により積極的な事業制度の周知等の広報を行う。また、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備えるため、国と密に情報共有を行う。
 - ハ 更新工事にかかる補助金交付決定事務の処理期間を短縮するため、事務処理の効率化等を図る。
- (指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内)

当該年度における取組

■年度計画 (2) イ

＜国及び関係自治体との連携＞

取組内容	成果、効果
○ 事業の円滑かつ着実な実施に向けて、関係者のより一層の緊密な連携を図るため、関係自治体の担当者を対象に、「福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議」を例年どおり開催して、事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行った。 その他、「連絡協議会※」や「事業成果検査」の場も活用して、必要な情報提供を行った。 ＜福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議＞ ・開催日：4月21日（金） ・開催場所：空港周辺整備機構 会議室 ・出席者：福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町、空港周辺整備機構 ・議題：令和4年度事業報告、令和5年度事業計画、情報共有等 ※連絡協議会の開催状況は59ページ参照	○ 年度当初に毎年継続して、事業の概要・制度、予算等の説明を行うことで、自治体における事業の受付窓口の担当者が制度や手続き方法等について理解が深められ、円滑に事業を執行することができた。



当該年度における取組

■ 年度計画（2）ロ

＜事業制度の周知及び騒音対策区域の見直しに伴う業務増の備え＞

取組内容	成果、効果
事業制度の積極的な周知を図るため、以下の取組を実施した。 ○ これまで行ってきた新聞折込チラシや郵便局窓口現金封筒広告を廃し、更に効果的な周知を行うため令和 5 年度から対象地域を選定したポスティングを実施した（配布：6,018 枚）。また、昨年に引き続き、マスクケースの配布も実施した。 ○ 関係自治体窓口や福岡市の共同利用会館に住宅騒音防止対策事業パンフレットの設置（補充）を行ったほか、当該会館では、事業の概要を記載したチラシを掲示した。 ○ 福岡市博多区、東区及び大野城市の広報誌に事業案内の記事を掲載した。 ・福岡市博多区 5 回（4 月・5 月・7 月・11 月・2 月号） 東区 2 回（7 月・2 月号） ・大野城市 3 回（5 月・11 月・2 月号） ○ 過去に防音工事を実施した事業対象者（79 軒）に対し、更新の機会を逃さないようダイレクトメール（空調機器更新工事のご案内）を郵送した。 ・更新工事①（防音工事を実施後に更新工事を行っていない住宅） 59 軒 ・更新工事④（更新工事②実施後に次の更新工事を行っていない単身世帯住宅） 19 軒 ・更新工事④（更新工事③実施後に次の更新工事を行っていない住宅） 1 軒 ○ 住宅騒音防止対策事業に関する相談等の問合せ件数は 992 件で、そのうち苦情は 24 件だったが、いずれの苦情についても迅速かつ丁寧に対応し、継続中の案件はない。 なお、電話対応にあたってはサービス向上や苦情対策等のため、通話録音システムを活用し対応力の向上に努めている。	○ ポスティングを実施した住民からの問合せは 47 件、申請については 14 件行われるなど一定の効果が得られた。 なお、ポスティングは、今回、機構として初めての試みであったが、対象地域・世帯を選定して配布したことで、より効果的な広報となった。 ○ パンフレットの設置（補充）やチラシを掲示することで、より多くの住民に継続的に制度を周知することができた。 ○ 広報誌を見た住民からの問合せは 27 件であり、事業制度を未だ知らない方からの問合せもあるなど、信頼性のある自治体広報誌の情報ということで一定の効果があつた。 ○ ダイレクトメールの郵送を行った住民からの問合せは 4 件、申請 1 件であり、ダイレクトメールを郵送する際に自治体広報誌の発行時期と合わせたことで、相乗効果による一定の効果があつた。 ○ 申請者等からの苦情・意見を踏まえ、ダイレクトメールの発送時期を申請期間初期に早め、また広報誌への掲載内容の見直し（購入後の申請は補助対象外を明記）を行い、円滑な事業推進につなげることができた。 また、電話対応時に通話内容を録音することにより、相談内容の聞き漏らしやトラブルの未然防止、また、情報共有による窓口対応力の向上を図ることができた。



当該年度における取組

■ 年度計画（2）ロ

＜事業制度の周知及び騒音対策区域の見直しに伴う業務増の備え＞

取組内容	成果、効果
騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備えるため、以下の取組を実施する。 ○ 福岡国際空港株式会社・福岡県・福岡市・国が増設滑走路の供用に向けた情報共有等の場として設置している「福岡空港増設滑走路供用に向けた連絡会」について、環境対策の観点を踏まえ、第2回開催（令和5年12月21日）から当機構の理事長にも出席が求められ、意見交換を行った。今後も継続して参加することとしている。	○ 連絡会において、福岡空港の現状及び需要を把握するとともに、騒音対策区域の見直しに伴う今後の進め方について関係者間で認識の共有を図ることにより、区域見直しに伴う業務増に備えて、どのような事前準備、取組等を実施しなければならないのか、確認することができた。 また、増設滑走路供用に向けた広報に関し、広報のあり方を検討する部会が立ち上げられることとされており、当機構もメンバーとして参加し、当部会においても、騒音対策区域見直しに伴う申請数増加を見据えた情報提供のあり方を検討することとしている。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

<住宅騒音防止対策事業 相談内訳件数>

事 項	制度関係			申請関係	その他	計
	対象確認	防音工事	更新工事	提出書類の確認	機器修繕など	
相 談	197	4	280	319	155	955
感 謝	1	0	4	2	6	13
苦 情	2	1	9	6	6	24
計	200	5	293	327	167	992

ポスティングしたチラシ（表面）

ポスティングしたチラシ（裏面）

マスクケース（表面）

マスクケース（裏面）



当該年度における取組

■ 年度計画 (2) ハ

＜事務処理の効率化及び補助金交付決定事務の事務処理の短縮＞

取組内容	成果、効果
○ 補助金交付決定に係る事務処理を効率化・迅速化するため、 ・ 申請受付時 受付時に不備のあった申請書については、当日中に申請者へ電話連絡し、修正内容がわかる書類を同封の上返送 ・ 交付決定時 進捗表を作成し、申請受付から交付決定までの計画及び処理状況を職員間で随時共有することで、複数の職員での事務処理が可能となり業務の空白期間を解消し、期首と比較して処理期間の短縮などの取組を行った。	○ 申請書が不備の場合、修正箇所をわかりやすく説明した資料を返送することで、申請者の修正に要する負担が軽減されるとともに、担当者においても、再確認時の修正箇所の把握が容易となり、交付決定までの時間が短縮された。 更に、進捗表の活用により、処理状況の共有・管理が可能となったことから、申請数 169 件全てにおいて目標日数の 60 日以内に交付決定が行われ（最長処理日数 49 日）、事務処理の効率化が図られた。なお、平均処理日数は 30.0 日である。 ・ 過去 5 年間の最長処理日数推移 令和元年度 57 日 令和2年度 59 日 令和3年度 49 日 令和4年度 54 日 令和5年度 49 日 ・ 過去 5 年間の平均処理日数推移 令和元年度 27.8 日 令和2年度 25.9 日 令和3年度 24.3 日 令和4年度 26.3 日 令和5年度 30.0 日



当該年度における取組

【指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内】（令和 6 年 3 月末現在）

区 分	実 績		交付決定までの 最長処理日数	交付決定まで の日数 (平均)	達成率
	交付決定通知	交付決定 件数・台数			
更新工事①	24 件	28 台	49 日	24.0 日	100%
更新工事① (告示日後)	2 件	3 台	42 日	32.0 日	100%
更新工事②	62 件	73 台	49 日	29.9 日	100%
更新工事② (告示日後)	4 件	6 台	35 日	19.8 日	100%
更新工事③	39 件	42 台	35 日	31.4 日	100%
更新工事③ (告示日後)	0 件	0 台	- 日	- 日	100%
更新工事④	38 件	38 台	37 日	33.4 日	100%
合 計	169 件	190 台	49 日	30.0 日	100%

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

<事業実施／予算執行状況>

(令和6年3月末現在)

区 分	予 算 (注)		実 績			予算残額 (千円)	執行率 (%)
	件数・ 台数	金額 (千円)	審査結果 通知	交付 決定	金額 (千円)		
防音工事 (未実施)	1 件	1,324	0 件	0 件	0	1,324	0
防音工事 (告示日後)	1 件	2,286	0 件	0 件	0	2,286	0
更新工事①	64 台	6,537	32 台	28 台	2,448	4,089	37.4
更新工事① (告示日後)	10 台	1,021	3 台	3 台	283	738	27.7
更新工事②	113 台	11,542	76 台	73 台	6,792	4,750	58.8
更新工事② (告示日後)	4 台	409	6 台	6 台	564	-155	137.9
更新工事③	8 台	817	47 台	42 台	3,489	-2,672	427.1
更新工事③ (告示日後)	2 台	204	0 台	0 台	0	204	0
更新工事④	111 台	11,338	39 台	38 台	3,317	8,021	29.3
事務費		17,284			12,338	4,946	69.1
合 計		52,762	203 台	190 台	29,231	23,531	55.4

※端数処理の関係で一致しない場合がある。

(注) 予算については、実際の申請数を予め把握することが困難なため過去の実績等を基に算出している。



(3) 移転補償事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(3) 移転補償事業

移転補償事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、国からの委託契約に基づき、騒音区域（第二種区域）の指定の際に存在した建物や土地について、所有者等からの申請に基づき、その建物の移転補償や土地の買い入れを行う事業である。

今後、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、関係自治体担当者との情報共有及び効果的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくとともに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化について、重点的かつ計画的に行うこと。

【指標】

- ・ 申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内
（前中期目標期間実績※ 最長処理日数 268 日）

＜指標の考え方＞

- ・ 申請者や周辺住民との合意形成を図りつつ、着実な事業の進捗のため、必要な調査期間を確保する必要があることから、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。

【重要度：高】

空港周辺住民の生活基盤である住居等について、申請のあった物件の着実な移転により、移転申請をした住民の生活環境の改善に資すること、また、25 年閣議決定において、業務の民間委託に向けて業務の適正かつ円滑な実施を確保するとされていることから重要なものであるといえる。

【中期計画】

(3) 移転補償事業

騒防法に基づく国からの受託事業として次のとおり取り組む。

地域と空港の共生に貢献するため、測量等の調査や申請者との契約交渉などのスケジュール管理、事務処理の効率化により契約締結までの日数の短縮を最大限図る。

また、出資者である国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による効果的な広報、移転補償にかかる各種相談への対応により、円滑かつ着実な事業の実施を図る。

さらに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、国が行う地元対策を見ながら、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、計画的に情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化を行う。

（指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内）



中期目標・中期計画・年度計画

【年度計画】

(3) 移転補償事業

騒防法に基づく国からの受託事業として、契約締結までの日数短縮を最大限図り、円滑かつ着実に事業を実施するため、次のとおり取り組む。

イ 土地の測量や建物等調査、不動産鑑定評価、申請者との打合せや契約協議等のスケジュール管理を徹底し、契約締結までの日数短縮に取り組むとともに、各種調査の集中的な発注等により事務処理の効率化を図る。

ロ 国及び関係自治体との情報共有、及び自治体広報誌への事業案内の掲載や公共施設窓口での事業パンフレット配布、移転補償跡地のフェンスを利用した横断幕（事業案内）の設置、ホームページ等による広報を実施するとともに、国の実施した従前の調査データを活用して、横断幕の設置場所を選定する等、周知対象エリアを絞った効果的な情報発信を行う。また、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備えるため、国と密に情報共有を行う。

ハ 移転補償対象物件の照会や移転補償にかかる各種相談へ適切に対応するほか、申請者の利便性や理解に資するよう、必要に応じ移転補償手続を解説した資料（「しおり」等）の見直しを行う。
（指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内）

当該年度における取組

■ 年度計画 (3) イ

＜事業の実施状況、スケジュール管理の徹底及び事務処理の効率化＞

取組内容	成果、効果
○ 全 4 件の申請については、機構が実施する測量等作業の進捗管理及び申請者が実施する建物・工作物の撤去作業に関して、申請者と連絡調整を密に行い、円滑かつ効率的に事業を実施した。 ○ 申請事案が円滑に進むよう、予め申請者とのスケジュール調整を密に行い作成した個別のスケジュール表を活用するとともに、測量・建物等調査・不動産鑑定について集中的な発注を行い、事務処理の効率化に引き続き取り組んだ。	○ 機構発注調査等に伴う申請者との連絡調整や現場立会のほか、申請者による建物等撤去工事の打合せ等の機会を利用して、申請者と進捗状況の確認、調整を行い、着実に事業を進めた。 なお、令和 6 年 2 月までに 4 件全ての契約を締結し、翌 3 月に土地の所有権移転を完了した。 ○ 個別のスケジュール表に基づき、契約締結までに必要なスケジュール管理を徹底し、作業を迅速かつ適切に対応することにより、測量等調査開始から契約締結までの日数を、申請件数 4 件の全てにおいて目標日数の 270 日以内に手続きが行われ（最長処理日数 235 日、平均処理日数 178 日）、事務処理の効率化が図られた。



当該年度における取組

【指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内】

	実績件数	原則 270 日以内	例外物件※	達成率	備 考
令和 5 年度	4 件	4 件（178 日）	0 件	100%	

※例外物件とは財務省との取得協議手続を必要とする物件

＜事業実施／予算執行状況＞

（令和 6 年 3 月末現在）

契 約 区 分		予算			実績			予算残額 （千円）	執行率 （%）
		件 数	土地面積 （㎡）	金額 （千円）	件 数	土地面積 （㎡）	金額 （千円）		
現 年	土地の買い入れ	4	780.61	296,304	3	446.93	205,822	41,754	86%
	うち建物等の移転補償	3			2				
翌年度へ繰越		—	—	—	1	335.71	48,728		
移転補償事業計		4	780.61	296,304	4	782.64	254,550	41,754	86%

（注 1）面積は土地取得分のみの表記。

（注 2）「翌年度へ繰越」については令和 6 年度に執行見込であるため、執行率に含んでいる。

（注 3）予算の土地面積は土地の登記簿の数値、実績の土地面積は実測値。

（注 4）管理勘定への繰入は含まない。

（参考）移転補償実績

全体面積	対象面積（※）	S49～R4 買入実績	実績率
144.6ha	142.31ha	89.29ha	62.7%

※H28～R3 九州地方整備局による買入実績を除く

当該年度における取組

■ 年度計画（3）ロ

＜広報等の実施、計画的な情報発信及び騒音対策区域の見直しに伴う業務増の備え＞

取組内容	成果、効果
○ 事業案内について、これまでも実施している自治体（福岡市・大野城市）広報誌への掲載や、地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう、例年事業対象区域の公民館、共同利用会館へ事業案内チラシを随時設置しており、令和5年度においてもチラシの補充を行い、継続した広報活動に取り組んだ。 ○ 移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため設置している横断幕については、第4期中期より実施を継続して、現在までに3箇所の設置を行っている。令和5年度は更なる広報活動の強化として、これに加えて、新たに3箇所を選定し追加設置を行った。 ○ 福岡国際空港株式会社・福岡県・福岡市・国が増設滑走路の供用に向けた情報共有等の場として設置している「福岡空港増設滑走路供用に向けた連絡会」について、環境対策の観点を踏まえ、第2回開催（令和5年12月21日）から当機構の理事長にも出席が求められ、意見交換を行った。今後も継続して参加することとしている。 ○ 騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え申請件数の平準化を図るため、令和5年度は新たな広報活動の実施に向けたポスティング用のチラシを作成するとともに、国と調整を行った上で機構独自に土地・家屋実態調査を行った。	○ 公民館等へのチラシの設置、自治体広報誌への事業案内の掲載、及び横断幕の設置による継続的な広報活動に加え、更なる広報活動の強化として横断幕の追加設置を実施した結果、令和5年度における移転補償事業の可否に関する照会は44件となっており、横断幕を設置し始めた昨年とほぼ同等数の結果（一昨年は23件）であり、継続的な広報活動の効果が得られた。 ○ 連絡会において、福岡空港の現状及び需要を把握するとともに、騒音対策区域の見直しに伴う今後の進め方について関係者間で認識の共有を図ることにより、区域見直しに伴う業務増に備えて、どのような事前準備、取組等を実施しなければならないのか、確認することができた。 また、増設滑走路供用に向けた広報に関し、広報のあり方を検討する部会が立ち上げられることとされており、当機構もメンバーとして参加し、当部会においても、騒音対策区域見直しに伴う申請数増加を見据えた情報提供のあり方を検討することとしている。 ○ 土地家屋実態調査により最新の登記情報に基づく移転補償対象地の実態を把握することができた。令和6年度は、この調査データを活用して対象範囲を精査のうえポスティングを実施することとしており、あわせてその効果について検証し、情報発信の強化を図っていく。



案内チラシ設置状況



ポスティング用チラシ作成

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項



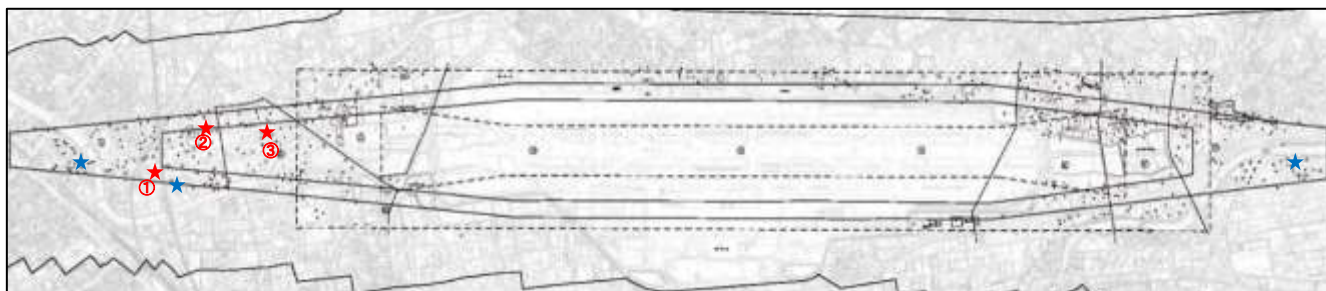
独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

【横断幕追加設置状況（跡地3箇所へ追加設置）】

横断幕設置位置図 <★>追加設置 <★>既存

（令和6年3月末現在）



追加設置状況（社領・二又瀬）遠景

追加設置状況（社領・二又瀬）近景



当該年度における取組

■ 年度計画 (3) ハ

< 各種相談への対応及び申請者の利便性の向上 >

取組内容	成果、効果
○ 申請者の利便性や理解に資するよう、移転補償手続きを解説した資料（移転補償の「しおり」）の見直しを行うとともに、ホームページ閲覧者（申請者）に対して、より分かり易くホームページの見直しを行い、正確な情報発信に努めた。 ○ 移転補償事業にかかる各種相談（申請、境界確定、建物撤去など）について、引き続き迅速かつ適切に対応した。特に移転補償希望者には、移転補償手続き（制度説明、書類の作成含む）などの説明を、より丁寧に対応した。	○ ホームページへ掲載中の「移転補償の手続き」について、閲覧者（申請者）に対してより分かり易い内容にすることを目的として、補足追記等を施した。また、移転補償に関わる税制の一部改正に伴い、ホームページ及び移転補償のしおりの見直しを迅速に行った結果、申請者の誤認識や、ミスリード等の未然防止に資することができた。 ○ 相談件数のうち移転補償事業の対象可否に関する照会は 44 件であり、うち 17 件が事業対象であったため、移転補償手続きの制度説明や、申請手順について、懇切丁寧に対応した結果、そのうち 5 件の方が移転補償を希望され、申請を受け付けた。また、令和 4 年度の問合せのうち、移転補償を継続検討されている方へ、移転補償手続き（制度説明、書類の作成を含む）について、引き続き丁寧な説明を行った結果、令和 5 年度に 2 件の申請を受け付けることとなった。 これにより今年度は、合計 7 件の申請を受け付ける結果となった。（昨年度 3 件）



(4) 緑地造成事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(4) 緑地造成事業

緑地造成事業は、騒音区域（第三種区域）において、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的とし、移転補償事業により国が取得した土地について、国からの委託契約に基づき緩衝緑地帯の整備を行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

【中期計画】

(4) 緑地造成事業

騒防法に基づく国からの受託事業として、地域と空港の共生に貢献するため、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していく。

【年度計画】

(4) 緑地造成事業

次の取組を行い、事業を着実に推進する。

- イ 移転補償事業により取得した土地約0.1haについて造成・植栽を確実に実施する。
- ロ 事務処理の効率化を図るため、設計業務及び造成・植栽までをスケジュール管理し確実に行う。

当該年度における取組

■年度計画（4）イ

<事業の実施状況>

取組内容	成果、効果
○ 国が買収した移転補償跡地について、国からの委託を受け、年度計画どおり約0.1ha（1箇所 776㎡）の造成・植栽を着実に実施した。また、次年度（1箇所 666㎡）の円滑な事業実施のため、測量設計業務に取り組んだ。	○ 緩衝緑地帯を整備することで、緑地が持つ騒音及び排気ガスの低減・緩和機能や修景機能の向上が図られ、周辺住民の生活環境の改善に寄与することができた。

【参考】福岡空港周辺における緑地等において、開放型の公園等については自治体が整備している。機構が整備する緑地は周辺住民から治安・管理に対する要望も踏まえ、国との委託契約に基づき閉鎖型として整備を進めている。



当該年度における取組

＜事業実施／予算執行状況＞

(令和6年3月末現在)

区 分	予 算			実 績			予算残額 (千円)	執行率 (%)	備 考
	件数	面積 (ha)	金額 (千円)	件数	面積 (ha)	金額 (千円)			
緑地造成事業	1	0.1	23,281	1	0.1	11,527	11,754	49.5	整備面積執行率 100.0%

■ 年度計画(4) ロ

＜事務処理の効率化及び確実なスケジュール管理＞

取組内容	成果、効果
○ 地元自治会及び空港事務所（造成後の緑地管理者）との調整を綿密に行い、意見や要望を踏まえ、測量設計業務を実施した。 ○ 測量設計業務に係る進捗管理等のチェックリストを作成し、検討項目の漏れ防止及び作業工程の進捗状況の把握を行い、スケジュール管理を的確に行った。	○ 施工方法や作業工程等について地域住民や関係機関との調整を綿密に行い、地元自治会及び管理者の意見等に配慮することで、円滑かつ着実に事業を実施することができた。 ○ 緩衝緑地帯に植栽する樹木など、設計上の品質・状態を如何に確保するかについて、受注者側と共有するとともに進捗管理を徹底したことで、事業を確実に実施することができた。

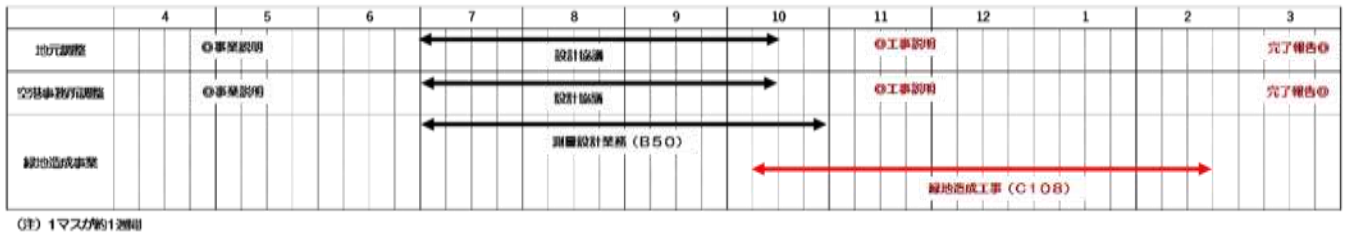
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

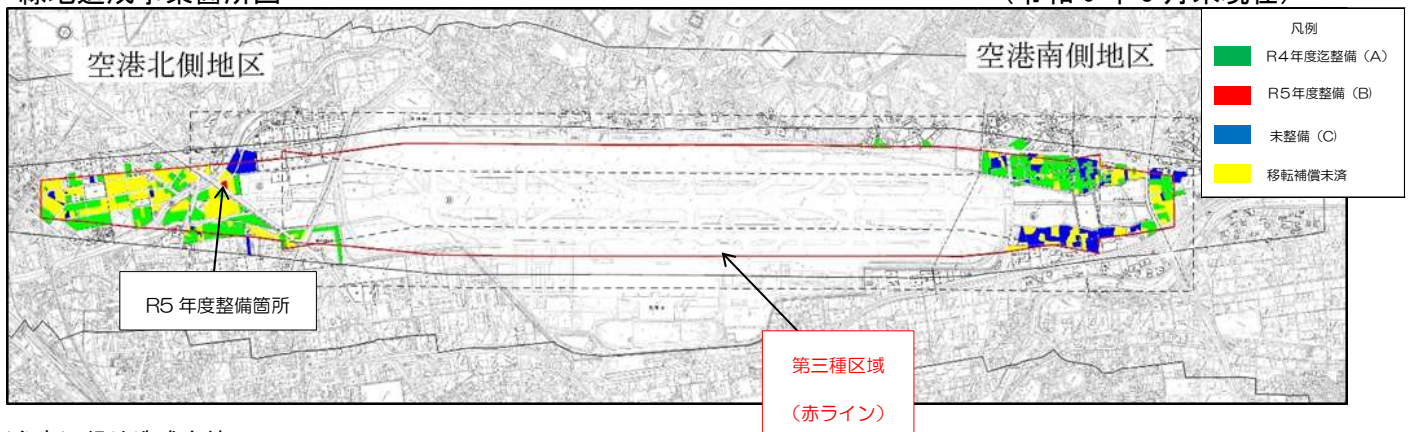
○緑地造成事業年間実施状況



【参 考】

緑地造成事業箇所図

(令和6年3月末現在)



(参考) 緑地造成実績

(単位: ha)

移転補償跡地 面積 (Q) ※	緑地整備面積		合 計 (A+B)	進捗率 (令和5年度迄) (A+B) / (Q)	緑地未整備面積 (C) = (Q) - (A+B)
	令和4年度迄 (A)	令和5年度 (B)			
27.54	19.57	0.07	19.64	71.3%	7.90

※ 移転補償跡地面積 (Q) は、令和5年度末までに買入れした移転補償跡地全体面積から、緑地整備対象外である2種区域及び公園や再開発整備等に利用されている面積を除いた値。

【緑地整備状況】



整備箇所: 福岡市博多区
撮影日時: R6. 3. 12

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図ること。

【中期計画】

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。

イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。

ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。

ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のイントラネットで見覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。

【年度計画】

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。

イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。

ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等（オンライン研修・eラーニングを含む。）により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。

ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員に対して機構の使命や役割を一人一人に浸透させるため、事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程類、会議資料や研修資料についても組織内のイントラネット（情報共有サイト）で見覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

■年度計画（1）①イ

＜国（航空局）、福岡県及び福岡市との人事調整＞

○ 事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材を確保するため、出向元である国（航空局）及び地方自治体（福岡県・福岡市）と、適時人事調整を行った。

○ 業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るため、専門職種の職員が課の垣根を越えて工事における積算業務にアドバイスを行う等、各事業に専門職種の技術力や知見を有効に活用した。

■年度計画（1）①ロ

＜外部講師等による研修の実施や外部研修への参加（オンライン研修・eラーニングを含む。）＞

○ 職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図るため、オンライン・eラーニング・講義形式による研修を実施した（後述の内部研修、内部統制研修、情報セキュリティ研修のとおり）。

また、職員のスキルアップと意識改革を図るため、各種外部研修への積極的な参加を促し、以下の外部研修に参加した。

〔外部研修（36）〕 研修名の欄：●オンライン研修

No.	研 修 名	実施者	期 間
1	福岡市新規採用職員研修	福岡市	4/5, 11, 13, 17
2	福岡市新規採用技術職員オリエンテーション	福岡市	4/20
3	港湾空港局研修	福岡市	5/23
4	課長級研修	福岡県	5/23, 24
5	技術職研修 設計・積算（建築）	福岡市	5/25
6	課長2年目研修	福岡市	5/26, 6/9, 11/1, 30
7	●企業会計（基礎）研修	国土交通省	6/26～6/29
8	●第7回航空環境研究センター研究発表会	（一財）空港振興・環境整備支援機構	6/29
9	技術職研修 会計検査の指摘	福岡市	6/30
10	福岡市新規採用職員インターバル研修	福岡市	7/3
11	建築技術職スキルアップ研修会（建築法規）	福岡市	7/5, 26, 8/21, 23
12	●令和5年度情報公開・個人情報保護・公文書管理制度の運用に関する研修	九州管区行政評価局	8/3, 8/7
13	技術職研修「入札制度におけるコンプライアンス」	福岡市	8/18
14	技術職研修「暴力団等介入排除」	福岡市	8/31
15	遠隔臨場研修	福岡市	9/22

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

16	令和5年度九州地区用地対策連絡会出前研修 (建物移転料)	福岡市	9/29
17	航空行政研修	国土交通省	10/2～10/6
18	技術職研修「土質調査・地場改良工法」	福岡市	10/11
19	技術職研修「仮設工」	福岡市	10/16
20	令和5年度新規採用職員フォローアップ研修	福岡市	10/18
21	●第48回空港環境対策関係担当者研修	(一財)空港振興・環境整備支援機構	10/25～11/7
22	お互いが納得できる交渉術研修	福岡県	10/27
23	主任昇任研修	福岡県	11/8～11/10
24	係長研修	福岡市	11/10
25	第1回現場研修会	福岡市	11/17
26	苦情対応の基本と実践	福岡県	11/22
27	●令和5年度九州地区土地政策推進連携協議会 第2回講習会(所有者不明土地問題)	九州地区土地政策推進連携協議会	11/30
28	建築技術職スキルアップ研修会(建築構造)	福岡市	12/6～2/28
29	公共測量講習会(佐賀会場)	日本測量協会	12/8
30	メンタルヘルス研修	福岡市	1/24
31	第2回現場研修会	福岡市	2/8
32	●行政手続法・行政不服審査法の運用に関する研修(基礎)	総務省	2/13～2/15
33	●行政手続法・行政不服審査法の運用に関する研修(応用)	総務省	2/13～3/29
34	●障害者差別解消法セミナー	国土交通省	2/13
35	●階層別マネジメント研修	国土交通省	2/20～2/21
36	技術職研修「施工管理」	福岡市	2/28, 3/7

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

■年度計画（1）①ハ

＜効率的な知識、情報及び技術の承継＞

- 新たに配属された職員を対象に、新規採用職員研修を実施した。

〔内部研修（1）〕

No.	研 修 名	期 間	参加人数
1	新規採用職員研修	4/27	10人

- 機構内イントラネット掲示板を活用し、全職員共通の情報として研修・委員会資料、規程類を掲載している。

また、各課で作成している最新版の業務フローチャート・リスク管理表等を共有し、必要な情報をいつでも確認できる環境を整えている。

さらに、会議資料や研修資料等のうち利用価値の高い情報の共有を行い、全職員が閲覧可能とすることで職員のスキルアップへつなげるなど、業務の質の向上を図った。

- 機構内イントラネット掲示板を活用し、機構の全体スケジュールや業務フローチャートといった全職員に関わるデータ共有を図ることにより、業務の利便性を向上させている。また、これらの情報を定期的に確認するとともに、逐次内容の更新や改善を行った。

【機構内イントラネット掲示板】

独立行政法人空港周辺整備機構 イントラ掲示板

最終更新 2024.3.21

【重要】情報セキュリティの概要版

お知らせ

【重要】[新型コロナウイルス感染症対策について](#)

【重要】[育児休業を取得しよう！](#)

【重要】[コンプライアンス特集](#)

R6.2.27 [室内空気環境測定のお知らせ](#)

R6.2.27 [スプリンクラー配管工事のお知らせ](#)

R5.12.13 [A.B.ビル 休館のお知らせ](#)

R5.11.13 [エアコン暖房運転切替えのお知らせ](#)

R5.6.21 [公文書管理ワークショップ受講のお願い](#)

R4.4.5 [相談員（セクハラ等）の指名について](#)

R2.12.17 [マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について](#)

R2.3.24 [受動喫煙に対する取組について](#)

資料等

[業務フロー・リスク管理表 常に最新（R5.10.12版）](#)

[規程類目次 更新R5.2.28](#)

[各種職員研修資料 更新R5.12.08](#)

[内部統制委員会および関連資料 更新R5.10.19](#)

[情報セキュリティ委員会および関連資料 更新R5.10.13](#)

[リモートデスクトップ関連資料 追加R5.10.20](#)

[調達等合理化計画ほか入札・契約関連情報（HPへリンク）](#)

[財務諸表等（HPへリンク）](#)

[承継及び機種の廃止に至るまでの作業工程表 追加R5.5.23](#)

[法人文書のデジタル化推進計画 追加R5.5.23](#)

[法人文書の保存（背表紙・フォルダのルール） 追加R5.7.1](#)

[作業工程表 デジタル化推進計画 文書管理規程等改定説明会 追加R5.7.13](#)

リンク

[起 業 簿（令和5年度）](#)

[座 席 表 更新R5.4.13](#)

[当館のスケジュール 更新R6.3.21](#)

[データ交換用フォルダ ご自由にお使いください](#)

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(1) 業務改善の取組 ②事業費の効率化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 事業費の効率化

事業費（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で3%程度に相当する額を削減すること。

【中期計画】

② 事業費の効率化

事業費（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。）については、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（令和4年度）比で3%以上に相当する額を削減する。

【年度計画】

② 事業費の効率化

事業費（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中期計画で定められた削減率を達成すべく引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。

実績値（当該項目に関する取組も含む）

- 令和5年度予算については、引き続き事務処理の効率化等による経費の節減に努めた。なお、事業費としては第4期中期目標期間最終年度（令和4年度）比で6.5%減とした。

第5期中期目標期間における事業費の推移

（単位：千円）

事業名／年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額
事業費	1,014,734	821,698	821,698	1,438,858	—	1,462,073	—
効率化対象	13,974	13,055	13,055	13,011	—	13,544	—
内訳	再開発整備	491,307	445,885	445,885	454,140	505,922	—
	効率化対象	1,071	1,071	1,071	1,071	1,089	—
	住宅騒音	43,131	52,762	52,762	99,339	55,463	—
	効率化対象	7,670	7,411	7,411	7,411	7,926	—
	移転補償	455,450	296,304	296,304	856,972	856,972	—
	効率化対象	4,670	4,010	4,010	3,966	3,966	—
	緑地造成	21,380	23,281	23,281	24,941	40,250	—
	効率化対象	563	563	563	563	563	—
	業務外支出	3,466	3,466	3,466	3,466	3,466	—
	効率化対象	0	0	0	0	0	—
対4年度比（増減割合）		▲6.5%	▲6.5%	▲6.8%	—	▲3.0%	—

- （注1）管理勘定への繰入は含まない。
（注2）端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。
（注3）効率化対象が増減割合の比較対象である。

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

事業費の執行率

○ 当該年度における各事業の執行率は以下のとおり。

(単位：千円)

事業名/年度	令和5年度		
	予算額	実績額	執行率
再開発整備事業	445,885	449,053	100.7%
住宅騒音防止対策事業	52,762	29,231	55.4%
移転補償事業	296,304	254,550	85.9%
緑地造成事業	23,281	11,527	49.5%
業務外支出	3,466	3,456	99.7%
合 計	821,698	747,818	91.0%

(注1) 管理勘定への繰入は含まない。

(注2) 実績額には翌年度への繰越を含む。

(注3) 端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。

○ 予算額と実績額の差額の主な要因は、以下のとおり。

・再開発整備事業

地価の上昇に伴い国有地使用料が増額したことによるもの。

・住宅騒音防止対策事業

申請予定数に対し実際の申請等が少なかったことによるもの。

・移転補償事業

一般競争入札における入札差金によるもの。

・緑地造成事業

一般競争入札における入札差金によるもの。

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(1) 業務改善の取組 ③一般管理費の効率化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

③ 一般管理費の効率化

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で9%程度に相当する額を削減すること。

【中期計画】

③ 一般管理費の効率化

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（令和4年度）比で9%以上に相当する額を削減する。

【年度計画】

③ 一般管理費の効率化

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期計画で定められた削減率を達成すべく、引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。

実績値（当該項目に関する取組も含む）

- 令和5年度予算については、事務諸費等の節減により、第4期中期目標期間最終年度（令和4年度）比で0.9%減とした。

第5期中期目標期間における一般管理費の推移

（単位：千円）

事業名／年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額
一般管理費	69,349	68,687	68,687	78,472	—	68,847	—
効率化対象	68,150	67,488	67,488	71,861	—	62,016	—
対4年度比（増減割合）		▲0.9%	▲0.9%	5.5%	—	▲9.0%	—

（注1）管理勘定への繰入は含まない。（注2）端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。

一般管理費の執行率

- 当該年度における一般管理費の執行率は以下のとおり。

（単位：千円）

年度	令和5年度		
	予算額	実績額	執行率
物件費	68,687	62,383	90.8%



(1) 業務改善の取組 ④契約の適正化・調達合理化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

④ 契約の適正化・調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。

【中期計画】

④ 契約の適正化・調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を明確化した会計規程等を遵守し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。

【年度計画】

④ 契約の適正化・調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を明確化した会計規程等を遵守し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。

調達等合理化計画においては、一般競争入札等の競争性のある契約について、施工箇所を取りまとめ発注するほか、仕様書や、入札説明書、入札参加資格要件等の継続的な見直しを実施し、競争性・透明性が確保されるよう努める。

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

- 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（総務大臣決定、平成 27 年 5 月 25 日）に基づき、令和 5 年度においても、調達等合理化計画を策定し、同計画に沿った取組を実施した。

1. 「調達等合理化計画」に基づき、令和 4 年度と令和 5 年度に締結した契約の状況

契約区分	令和 4 年度		令和 5 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
競 争 入 札 等	(73.3%) 11 件	(89.4%) 114,560	(64.3%) 9 件	(55.4%) 82,113
企 画 競 争 ・ 公 募	(6.7%) 1 件	(3.6%) 4,675	(14.3%) 2 件	(36.7%) 54,351
競 争 性 の ある 契 約 (小計)	(80.0%) 12 件	(93.0%) 119,235	(78.6%) 11 件	(92.1%) 136,464
競 争 性 の な い 随 意 契 約	(20.0%) 3 件	(7.0%) 8,962	(21.4%) 3 件	(7.9%) 11,740
合 計	(100.0%) 15 件	(100.0%) 128,197	(100.0%) 14 件	(100.0%) 148,204

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

2. 競争性のない随意契約の状況

令和 5 年度における競争性のない随意契約は、次のとおり。

- ① 事務所共益費（水道・ガス料金）
 - ② 事務所電気代
 - ③ 令和 5 年度 住宅騒音防止工事事務処理システム改修作業
- ※ ③は契約の性質が競争を許さないものとして随意契約を行った。

3. 一者応札・一者応募に係る状況

年度	一者応札・応募／競争性のある契約	割合
令和 5 年度	1 件 / 11 件	9.1%

(注) 一者応札・応募の 1 件は、公募随意契約による役務契約



当該年度における取組

4. 令和5年度「調達等合理化計画」に係る取組内容及びその効果

■ 重点的に取り組む分野

(1) 施工箇所等の取りまとめ

同業種の工事や業務委託等については、発注時期を勘案した上で、施工箇所が複数に点在していても関係者に不利益とならない範囲で一括発注とすることにより合理的な調達実施に取り組んだ。

なお、一括発注の判断は、発注課において検討した結果を、入札及び契約事項審査会において確認することにより行った。

【事例1】福岡空港周辺における移転補償事業に係る建物調査業務

3箇所に点在する対象地を一括発注することにより、入札参加者は5者、予定価格9,559千円に対し落札価格5,478千円（落札率57.3%）となった。

【事例2】福岡空港周辺における移転補償事業に係る土地履歴調査業務

4箇所に点在する対象地を一括発注することにより、入札参加者は4者、予定価格2,552千円に対し落札価格2,035千円（落札率79.7%）となった。

(2) 仕様書、入札説明書、入札参加資格要件及び公告期間の継続的見直し

一般競争入札については、仕様書に業務内容を可能な限り具体的に記載して入札参加に必要な情報を提供することにより、入札案件の競争性、公平性及び透明性を高め、新規事業者の参入促進に取り組んだ。

また、既存のルールを遵守しつつ、同業種区分内で複数の等級を対象とする入札参加資格要件（ランク）の緩和を行うとともに、業務内容や規模に応じて公告期間を十分確保することにより、競争性の確保に取り組んだ。

【事例1】福岡空港周辺における移転補償事業に係る地積測量図作製等業務

予定価格に対応する入札参加資格要件がC等級相当であったが、競争性を高めるためD等級も加えて入札を行ったところ、入札に参加した3者全てがD等級であった。

【事例2】福岡空港周辺における移転補償事業に係る土地履歴調査業務

予定価格に対応する入札参加資格要件がB等級相当であったが、A等級も加えて入札を行ったところ、入札に参加した者4者中2者がA等級であった。

さらに、従前より全ての入札説明書交付申請者に対しアンケートを依頼し、入札参加を見送った者の回答を中心に、入札参加資格要件や公告期間等の適切性を検証し、必要に応じて次回以降の発注時に反映させることとしている。

(3) 建設工事の発注における余裕期間制度の活用

建設工事の発注にあたっては、他の受注業務との工期の重複や作業員を確保できないことによる入札参加の見送りを防止するため、余裕期間制度（※）を積極的に活用し、柔軟な工期の設定等を通じて作業員を確保できるようにした。

（※） 工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注し、工事の始期（工事開始日）もしくは終期（工事完了期限日）を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度。

当機構では「任意着手方式」を採用し、当機構が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法とした。

令和5年度に一般競争入札により発注した建設工事全てにおいて余裕期間制度を適用し、その結果、一者応札や入札参加申請者のいない案件はなかった。



(4) 建設工事における技術者配置要件の緩和

他の受注業務との工期の重複や現場技術者を確保できないことによる入札参加の見送りを防止するため、国土交通省の通達に基づき、特定の要件を満たす場合に限り、営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する営業所専任技術者が現場技術者を兼務できるようにした。

令和5年度に一般競争入札により発注した建設工事全てにおいて技術者配置要件の緩和を行い、その結果、一者応札や入札参加申請者のいない案件はなかった。

(5) 測量及び設計業務における技術者要件の緩和

緑地造成事業に係る測量及び設計業務において、管理技術者及び照査技術者の要件に適合しないことによる入札参加の見送りを防止するため、国土交通省土木設計共通仕様書に基づき、従来有資格者のみであった技術者要件を緩和し、同等の能力と経験を有する技術者でも担えるようにした。

令和5年度に一般競争入札により発注した緑地造成事業に係る測量及び設計業務において技術者要件の緩和を行い、一者応札や入札参加申請者のいない案件とはならなかった。

(6) 建設業界紙への入札公告情報掲載依頼の改善

建設業界紙の九州地方紙1社のみに行っていた入札公告情報の掲載依頼を、建設業界紙の全国紙2社にも行い、入札公告情報のより一層の周知を図り、競争性の向上に努めた。

その結果、令和5年度に一般競争入札により発注した建設工事全ての案件においては、一者応札や入札参加者のいない案件はなかった。

(7) 「調達等合理化計画」にない新たな取組

- ・低入札価格調査を行った場合における前払金の支給割合引き下げ措置の見直し

令和5年度において、低入札価格調査を行った者を落札者とした場合、その入札金額を予定価格で除した額が10分の4未満の場合には、前払金の請求を認めないとする従前の規程を改正し、令和6年度以降に開札を行う入札からは10分の4以上の場合の措置と同一とする（※）ことにより、積極的な価格競争を促すこととした。

（※）前払金の支出割合を、公告時に示した支給割合に2分の1を乗じた割合に引き下げる。



当該年度における取組

■ 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立＜該当案件 100%点検＞

当機構は、契約に際し「入札及び契約事項審査会」を開催している。審査会においては「調達に関する問題点がないか」、「よりよい入札にするための工夫ができないか」、「随意契約によらざるを得ない案件であるか」などについて、点検、確認を行う体制を構築している。

(2) 不祥事の発生の未然防止のための取組＜内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会をそれぞれ3回以上開催＞

当機構は、理事長を委員長として内部統制を推進する内部統制委員会の下に、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、コンプライアンスに係る取組の推進、リスク管理の検討・審議等を行っている。

各委員会は年3回開催し、コンプライアンスに関する不祥事の発生を未然に防止する体制、業務毎に内在するリスク因子を事前に把握・検証する体制を構築している。

具体的な対応として、コンプライアンスにおいては、他の行政機関で発生したコンプライアンス違反事例の自由討論、コンプライアンス研修や自己点検を実施することにより不祥事発生の未然防止に取り組んだ。また、リスク管理においては、業務環境の変化に伴いリスク管理表や業務フローチャートを見直し、新たな不祥事発生のリスクが生じていないか検証した。

5. 契約監視委員会等による点検等

(1) 契約監視委員会による点検

- 6月6日に「契約監視委員会」を開催し、令和4年度の契約実績、一般競争入札に付した契約案件、競争性のない随意契約、低入札価格調査、調達等合理化計画の取組内容について点検等を実施したが、特段の意見表示、勧告等は受けていない。また、その点検結果については速やかにホームページで公表した。

(2) 監事による監査

- 契約における事務手続については、所定の規程類に基づき契約担当役までの処理を適正に行っており、定期的に監事のチェックを受けている。
- 令和5年度の監事監査については、契約事項に関して特段の指摘はなく、その旨、監事から理事長へ報告がされている。

《参考》機構の入札・契約情報 HP ページ <https://www.oeia.or.jp/nyusatu/one.cgi>



(1) 業務改善の取組 ⑤人件費管理の適正化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

⑤ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を毎年度公表すること。

【中期計画】

⑤ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を毎年度公表する。

【年度計画】

⑤ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与と同一の水準としている。引き続き、一般職の職員の給与に関する法律の改正状況を把握し、それに準じて適宜適切に改定を行うとともに、その改定結果や取組状況を毎年度公表する。

当該年度における取組

＜対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の状況、役職員給与の適正化の取組＞

○ 従前より、機構の俸給表は国家公務員行政職俸給表（一）と同一としている。

令和5年度においても「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の改正内容を踏まえ、機構の給与水準を国の制度に合わせて見直し（12月）、取組状況を令和6年6月に公表した。

【参考】

対国家公務員指数（ラスパイレス指数）推移

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対国家公務員指数	98.5	102.0	92.9	100.5	97.4

＜国家公務員の給与に準じた運用＞

○ 「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の内容を踏まえ、「職員給与規程」及び「職員の期末手当及び勤勉手当支給細則」の改正を実施（12月）。

・官民格差等に基づく給与水準改定

若年層に重点を置いた俸給月額引き上げ

期末手当及び勤勉手当支給率引き上げ（4.40月分→4.50月分）

60歳に達した職員の俸給月額の見直し（7割）

在宅勤務等手当の新設



(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化

機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進すること。

【中期計画】

(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化

機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進する。

【年度計画】

(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化

機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進する。

また、新型コロナウイルス感染防止の取組として導入した、テレワーク・テレビ会議・ペーパーレス会議等についても、引き続き活用して業務のデジタル化を図る。

※ ICT：アイ・シー・ティー [information and communication technology]

情報通信技術。IT とほぼ同義。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として IT が普及したが、国際的には ICT が広く使われている。



当該年度における取組

<業務のデジタル化及びシステムの最適化>

- 第5期中期目標において、「業務上のデータの体系化を進めるとともに、デジタル化して引き継ぎが行えるよう、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこと。」とされたことを踏まえ、工程・進捗管理を含む法人文書デジタル化推進計画を策定し、機構の廃止までに法人文書をデジタル化できるように取り組むこととした。
また、これまでの紙媒体の文書を含め、電子媒体を正本・原本として体系的に管理するため、共有フォルダ階層やファイル名（保存期間の明記）など電子媒体の文書保存の方法を定めた。
さらに、電子媒体の保存を推進するため、グループウェアのワークフロー機能を用いた電子決裁を行うことができるように規定を定め、システム構築を行い、電子決裁の運用を始めた。このことにより、テレワーク環境での業務の幅が広がるとともに、決裁行為にかかる時間の短縮や紙の削減など業務の効率化に繋げることができた。
- 経年に伴いシステムの最適化が必要であった機構で使用する基幹システム（機構ネットワークシステム）用サーバ機器等及び経理システムのシンクライアントPCの更新を行い、OS（オペレーションシステム）や各種ソフトウェアを最新のバージョンに切り替え、情報システムの適切な整備及び管理を行うことができた。
- グループウェア（サイボウズ）、無線LAN（Wifi）、テレワーク環境（リモートデスクトップ）等の各種ICT環境を導入して、業務のデジタル化及びシステムの最適化を図ってきた。
また、資産管理システムのソフトウェア（SKYSEA）のアップデートにより機構ネットワークシステムの最適化を行った。
- WEB会議システムを活用した打合せ・会議・研修や、組織内でのペーパーレス会議の開催などデジタル化を進め、業務の簡素化・効率化を図ることができた。また、これまで整備してきたテレワーク環境による在宅勤務やフレックス勤務を活用して、ワーク・ライフ・バランスに資する取組の充実を図ることができた。
- 再開発整備事業について、物件データベースを適宜更新するとともに、組織内において当該情報の共有化を図ることで、業務を円滑かつ効率的に処理している。
- 住宅騒音防止対策事業について、住宅騒音防止工事事務処理システムの活用によって、住民からの問合せや相談に対して迅速に対応することにより、事務処理時間の短縮及びサービスレベルの向上を図っている。
また、機構ホームページ上から電子版の申請書をダウンロード可能に対応することにより、紙媒体での配布を必要最低限となるよう効率化を図っている。

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(1) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業において適切に計画するとともに予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図ること。

【中期計画】

本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定のうえ、予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図る。

予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	4,859
業務収入	1,864
補助金収入	407
受託金収入	2,570
負担金収入	10
長期借入金等収入	—
雑収入	8
繰越金受入	—
支出	4,769
固有事業	1,416
受託事業	2,099
その他事業	208
人件費	830
一般管理費	216

収支計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	4,853
経常費用	4,853
業務費用	3,804
固有事業	1,496
受託事業	2,100
その他事業	208
一般管理費	1,041
人件費	830
物件費	211
財務費用	8
雑損	—
臨時損失	0
収益の部	4,872
経常収益	4,872
業務収入	1,864
受託収入	2,570
補助金等収益	438
財務収益	0
雑益	—
臨時利益	—
純利益	19
目的積立金取崩額	—
総利益	19

資金計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	6,183
業務活動による支出	4,772
投資活動による支出	—
財務活動による支出	10
翌年度への繰越金	1,401
資金収入	6,183
業務活動による収入	4,859
業務収入	1,864
受託金収入	2,570
その他の収入	425
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—
前年度からの繰越金	1,324

※計数は、単位未満を端数処理しているため、合計額が一致しないことがある。

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

中期目標・中期計画・年度計画

【年度計画】

＜令和5年度計画における予算・収支計画・資金計画＞

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	1,217
業務収入	617
補助金収入	118
受託金収入	476
負担金収入	4
長期借入金等収入	—
雑収入	2
繰越金受入	—
支出	1,167
固有事業	449
受託事業	319
その他事業	53
人件費	277
一般管理費	69

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1,207
経常費用	1,207
業務費用	859
固有事業	487
受託事業	319
その他事業	52
一般管理費	344
人件費	276
物件費	67
財務費用	3
雑損	—
臨時損失	0
収益の部	1,221
経常収益	1,221
業務収入	617
受託収入	475
補助金等収益	128
財務収益	0
雑益	—
臨時利益	—
純利益	13
目的積立金取崩額	—
総利益	13

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	1,624
業務活動による支出	1,183
投資活動による支出	—
財務活動による支出	3
翌年度への繰越金	438
資金収入	1,624
業務活動による収入	1,217
業務収入	616
受託金収入	476
その他の収入	125
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—
前年度からの繰越金	407

※計数は、単位未満を端数処理しているため、合計額が一致しないことがある。

当該年度における取組

＜予算執行状況、収支計画実施状況、資金計画実施状況＞

- 予算については、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図った。
- 収支計画については、固有事業の安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行を行った。
- 資金計画については、余裕金運用検討委員会での議論を踏まえ、適切な執行管理を行った。
- 資金管理については、毎月の預金残高を突合し、適切に管理した。

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

<令和5年度予算執行状況（支出決定ベース）>

令和6年3月末現在
(単位：千円)

科 目	予算額	執行済額	執行率
固有事業勘定	449,351	452,509	100.7%
再開発整備事業費	445,885	449,053	100.7%
業務外支出	3,466	3,456	99.7%
受託事業勘定	319,585	217,349	68.0%
移転補償事業費	296,304	205,822	69.5%
緑地造成事業費	23,281	11,527	49.5%
その他事業勘定			
住宅騒音防止対策事業費	52,762	29,231	55.4%
管理勘定	345,513	315,937	91.4%
人件費	276,826	253,553	91.6%
一般管理費	68,687	62,383	90.8%
合 計	1,167,211	1,015,026	87.0%

(注) 端数処理の関係で合計に合致しない場合がある。



(2) 短期借入金の限度額

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とする。

【年度計画】

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とする。

当該年度における取組

該当なし。



(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】
該当なし。

【年度計画】
該当なし。

当該年度における取組

該当なし。

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(4) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】
該当なし。

【年度計画】
該当なし。

当該年度における取組

該当なし。



(5) 剰余金の使途

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

固有事業（再開発整備事業）に充てる。

【年度計画】

固有事業（再開発整備事業）に充てる。

当該年度における取組

令和5年度決算において発生した当期総利益については、独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金として整理した。

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(1) 内部統制の充実・強化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(1) 内部統制の充実・強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、引き続き規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。

指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図ること。

【中期計画】

(1) 内部統制の充実・強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、引き続き規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う、PDCA サイクルを実行していく。

指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図る。

【年度計画】

(1) 内部統制の充実・強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、内部統制を機能させるための規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う、PDCA サイクルを実行していく。

① 内部統制の運用

内部統制委員会において、内部統制の推進に関する事項について検討、審議を行い、内部統制システムの継続的な PDCA サイクルを実行していく。

② コンプライアンスの推進

内部統制委員会の分科会的位置づけであるコンプライアンス委員会において、コンプライアンスの推進に資する取組方針を決定し、コンプライアンス推進に係る教育・研修等を実施する。

③ 適切なリスク管理

内部統制委員会の分科会的位置づけであるリスク管理委員会において、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへ適切に対応を行うことにより、リスク管理の実効性向上を図る。

④ 職員研修の実施

内部統制の着実な実施及び更なる充実・強化を図るため、職員に対する研修等を実施する。

⑤ 内部コミュニケーションの活性化

理事長の指示、機構のミッションが確実に全役職員に伝達される仕組み及び職員から役員へ必要な情報を伝達される仕組みを着実に運用する。

⑥ 内部監査

内部監査を実施し、監査結果に基づくフォローアップを適切に行うことにより、ガバナンスの強化を推進する。



当該年度における取組

- 平成26年の独立行政法人通則法の一部改正等を踏まえ、平成27年に内部統制基本方針を改正し、内部統制においては、当機構の役員の職務の執行が独立行政法人通則法などの関係法令に適合するための体制その他機構の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を整備し、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成していく旨、目的の明確化を図っている。令和5年度においても、理事長によるリーダーシップの下、引き続き内部統制システムに基づいた取組や研修等を実施し、内部統制委員会による取組状況の総括などPDCAサイクルを適切に実行した。

■年度計画（1）①

＜内部統制の運用（内部統制委員会の開催）＞

- 理事長を委員長とする内部統制委員会を3回開催し、内部統制の推進に関する取組について方針を決定するとともに、取組状況について報告を行った。

【審議、報告事項等】

第24回委員会（4/20）

- 今年度の取組方針（1. コンプライアンスについて、2. リスク管理について、3. 内部監査の実施、4. 情報セキュリティ対策について、5. 職員研修の開催、6. その他（令和5年度計画の取組））について審議決定

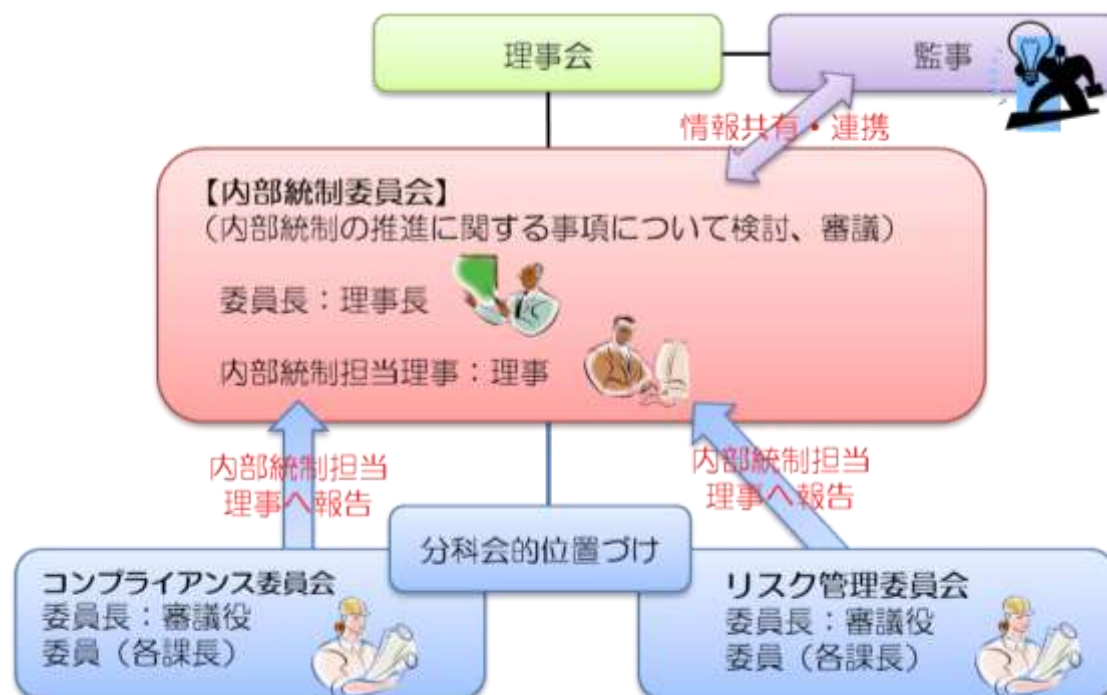
第25回委員会（10/19）

- 今年度の取組状況について中間報告

第26回委員会（3/21）

- 今年度の取組結果

【参考】 内部統制推進の組織体制図



4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

■年度計画 (1) ②

＜コンプライアンスの推進（コンプライアンス委員会の開催）＞

- 審議役を委員長とするコンプライアンス委員会を3回開催し、機構のコンプライアンス推進のための取組方針を決定し、取組状況について報告した。

【審議、報告事項等】

第24回委員会（5/17）

- ・ 今年度の取組方針決定

第25回委員会（10/12）

- ・ 上半期の取組状況（コンプライアンス理解度チェック及びストレスチェックの集計結果報告並びにコンプライアンス違反事例の各課討論）

第26回委員会（3/7）

- ・ 下半期の取組状況（コンプライアンス研修）
- ・ 今年度取組の総括（今年度の取組については次年度以降も継続して実施していく方針を決定）

【主な活動】

- ・ 7月に全職員（非常勤職員を含む。）を対象にチェックシートによるコンプライアンス理解度チェックを実施し、認識強化を図った。なお、今年度新たに非違行為が行われた場合の影響や発注担当職員の秘密保持などの項目を追加する試みを行い、自己申告の結果、適切に認識されていた。
- ・ 7月に全職員（非常勤職員を含む。）を対象に外部の専門業者によるストレスチェックを実施した。機構では、労働安全衛生法上の実施を義務づけられた職場ではないが、職員の心理的な負担の程度を把握することで、職員自身のストレスへの気づきを促し、機構として相談窓口を紹介するとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につながるように努めた。
- ・ 9月にコンプライアンス違反事例（業務関連・私生活関連各2件づつ）を議題とした各課討論を実施した。各職員からは多様な意見が集まり、改めてコンプライアンス違反を認知するとともに、違反が起こった要因や今後の改善の対策を考える良い機会とすることができた。
- ・ 9月と1月に、職員の士気を高め、風通しのよい職場環境づくりのため、理事長が若年層職員とのダイレクトコミュニケーションを主催し、役員の経験談や忌憚のない意見交換を行った。
- ・ 12月にコンプライアンス研修を全役職員（非常勤職員を含む。）に実施し、基本理念及び運営方針、公務員倫理や発注事務の綱紀保持の説明を改めて行い、研修終了後にセルフチェックシートにより自己学習をさせ、意識啓発を図った。
- ・ 2箇月ごとに公務員等のコンプライアンス違反事例を全役職員（非常勤職員を含む。）に周知することで、意識の向上および注意喚起を図った。



当該年度における取組

■年度計画（1）③

＜適切なリスク管理（リスク管理委員会の開催）＞

- 審議役を委員長とするリスク管理委員会を3回開催し、機構のリスク管理のための取組方針を決定し、取組状況等について報告した。

【審議、報告事項等】

第27回委員会（5/17）

- ・ 今年度の取組方針決定

第28回委員会（10/12）

- ・ 上半期の取組状況（クレーム対応研修及びダイレクトトークの実施状況）
- ・ 業務フローチャート・リスク管理表の見直しについての検討状況

第29回委員会（3/7）

- ・ 下半期の取組状況（安全運転研修）
- ・ 今年度取組の総括（今年度の取組については次年度以降も継続して実施していく方針を決定）

【主な活動】

- ・ 定期的なリスク管理表及び業務フローチャートの見直しを行うとともに、内部監査や独法セキュリティ監査の指摘により顕在化したリスクに対して評価を行い、リスク管理表及び業務フローチャートの見直しを行った。
- ・ 7月にクレーム対応研修（DVDの上映及びアンケート）を実施し、職員（非常勤職員を含む。）の苦情対応能力の向上を図った。
- ・ 10月にリスク管理活動の一環として、「薄暮時・夜間の交通事故防止」・「自転車の安全運転」及び「飲酒運転防止」の安全運転研修を実施した。役職員（非常勤職員を含む。）がいつでも研修を受けられるようにするため、インターネット動画の視聴による研修とした。
- ・ 審議役による職員（非常勤職員を含む。）に対するダイレクトトークを実施した。職員と率直な意見交換の場を設けることで、風通しのいい職場環境づくり、組織の抱える潜在的なリスクの把握に努めた。

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

■年度計画（1）④

<職員研修の実施>

- 各種内部統制に係る研修を実施し、職員（非常勤職員を含む。）のスキルアップと意識改革を図った。

研修の実施に当たっては、講義形式による研修のほか、オンライン研修やeラーニング研修も実施した。

〔内部統制研修（9）〕

No.	研 修 名	実施者	期 間
1	▲公文書管理研修	内閣府	6/21～7/20
2	クレーム対応研修	内部 (DVD)	7/13～7/14
3	情報セキュリティ内部監査員研修(基礎)	外部	7/26
4	▲個人情報保護研修	外部	8/21～8/25
5	▲ハラスメント防止研修	外部	10/16～10/20
6	安全運転研修	外部 (動画)	10/25～11/2
7	コンプライアンス研修	内部	12/6
8	人権研修	外部	12/6
9	●情報セキュリティ内部監査員研修(実践)	外部	12/7

研修名の欄：▲eラーニング、●オンライン

■年度計画（1）⑤

<機構内コミュニケーションの活性化、業務運営方針の明確化、役職員による共有>

- 業務運営の方針等、重要事項について審議・決定する理事会に職員もオブザーバーとして参加した。

また、毎月開催した役員懇談会（役員、審議役、各課長で構成）では、事業の進捗状況や懸案事項について役員との意見交換等を行い、役員と職員との間で情報共有及び意思疎通を図った。

理事会や役員懇談会で示された方針は、各課長が課内ミーティング等により全職員に周知した。

このように、理事長のリーダーシップのもと、機構の方針が確実に全職員に伝達され、また、職員から役員へ必要な情報が伝達される仕組みを着実に運用した。

【参考】理事会開催状況

- ・ 第105回理事会（6/22開催）
- ・ 第106回理事会（11/16開催）
- ・ 第107回理事会（12/14開催：書面形式）
- ・ 第108回理事会（3/21開催）

<業務実績や課題の整理、業務改善（内部評価委員会の開催状況）>

- 6月に令和5年度第1回内部評価委員会を開催し、令和4年度及び第4期中期目標期間の事業実績に対する内部評価を行った。

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

- 11月に令和5年度第2回内部評価委員会を開催し、令和5年度上半期の進捗状況の確認を行い、当該結果を下半期以降の業務運営に活用した。



当該年度における取組

■年度計画（1）⑥

<内部監査の実施>

- 令和5年度内部監査（業務監査・会計監査）の実施に際しては、監査計画の策定から内部監査における指摘事項等のフォローアップまでを年度内に完結させるため、具体的な監査スケジュール計画を作成し、点検事項等についても個別具体的に検討を行った。
- 具体的な点検事項等については、数回にわたり協議を重ね、「文書管理」を重点項目に決定して、11/7に監査を実施した。また、監査実施に当たっては、事前に監事監査との連携について確認するとともに、関連書籍・資料の活用などにより、監査スキル向上にも努めた。

<監事監査、会計監査人による監査の実施>

- 6/12～14に監事による令和4事業年度決算等監事監査、11/28, 29に令和5事業年度上期監事監査を受けた。通常の監査項目に加え、内部統制システムの整備・運用の着実な実施、法令・内部規程等の遵守体制、リスク管理等の観点からも監査が行われた。
なお、特段の指摘事項はなかったものの、監査時の指導・助言について、個別事項毎に整理し、改善すべき点について具体的な対応を検討する等、速やかに業務に反映させる取組を実施した。
- 会計監査人による令和4事業年度期末監査を5/22～6/9に、令和5事業年度期中監査を12/4～6及び2/19～20に受けた。



(2) 情報セキュリティ対策

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（令和３年９月２８日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、引き続き、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準に基づいて定めたポリシーに従って情報セキュリティ対策を講じ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有する個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を推進すること。

【中期計画】

(2) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（令和３年９月２８日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。

【年度計画】

(2) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（令和３年９月２８日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。

個人情報の保護に関しては、「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号）等に基づいた安全確保の措置及び職員の義務の周知等により、情報の管理・保護を組織内全体で徹底する。



当該年度における取組

＜機構における情報セキュリティ対策等に関する取組＞

【情報セキュリティ委員会の開催】

- 理事を委員長とする情報セキュリティ委員会を3回開催し、機構の情報セキュリティ対策にかかる活動方針の決定や、取組状況等を報告するとともに、情報セキュリティポリシー等の見直しについて審議した。

第25回委員会（5/17）

- ・ 今年度の情報セキュリティ対策推進計画等の決定
- ・ NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）による独法セキュリティ監査結果の報告

第26回委員会（10/12）

- ・ 上半期の取組状況について報告（情報セキュリティ研修の結果等）
- ・ 情報セキュリティ監査実施計画について審議
- ・ NISCによる独法セキュリティ監査のフォローアップの報告
- ・ 情報セキュリティポリシー及び関係規程の見直しについて審議

第27回委員会（3/7）

- ・ 下半期の取組状況について報告（情報セキュリティ訓練、自己点検の結果）
- ・ 今年度取組の総括（情報セキュリティ研修、情報セキュリティ訓練、自己点検については次年度以降も実施していく方針を決定）
- ・ NISCによる独法セキュリティ監査のフォローアップの結果報告
- ・ 情報システム運用継続計画の見直し
- ・ 2024（令和6）年度情報セキュリティ対策推進計画の審議

【主な活動】

- 情報セキュリティインシデント対処手順及び特に重要な情報セキュリティ・サイバーセキュリティに関する情報（脆弱性対策等）を新規採用職員研修のほか、長期休暇前などに随時周知することで、職員への普及啓発及び注意喚起を行った。
- 令和5年7月「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」が改正されたことに加え、パスワードポリシー等 NISC 監査の指摘事項に対応する措置を講じる必要性から、同年10月に独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシー及び関係規程の改訂を行った。なお、改訂後には職員が理解しやすいように概要版も更新し、情報の共有を図った。
- 各情報システムにおいて、セキュリティ水準の維持の手順に基づく自己点検を実施し、セキュリティ対策の改善を行った。また、通信回線装置（ルーター・スイッチ）に最新のファームウェアを適用するとともに、サーバ機器等及び経理システムのシンクライアント PC の更新等による技術的なセキュリティ対策を講じた。
- 10/24に全役職員（非常勤職員を含む。）及び業務用アドレスに対し、標的型メール攻撃訓練を実施した。標的型メール攻撃訓練は、職員一人ひとりの“免疫力”をつけるとともに、訓練実施後に「このメールを不審と思う点」及び「不審メール受信時の対応」を教育することにより、より理解を深めてもらうことができた。
また、10/31に情報セキュリティインシデントが発生した想定による対処手順の確認訓練に加え、情報システム運用継続計画（ICT-BCP）の運用可能性の確認訓練を初めて実施した。これにより、情報システム運用継続計画（ICT-BCP）の行動手順に沿った職員それぞれの役割に応じた所要の対応について実践的な検証が行われ、行動手順の不足点等を見出すことができた。



特に、地震が発生した際の参集可能者の把握方法、復旧の手順及び復旧システムの優先順位付けなど、情報システム運用継続計画（ICT-BCP）に記載のない必要な対応が顕在化したことから、今回の訓練を踏まえて改定を行った。

- 12月に情報セキュリティに対する理解度を確認するため、「情報セキュリティ自己点検」を全役職員（非常勤職員を含む。）に対して実施し、情報セキュリティポリシーが概ね理解されていることが確認できた。なお、一部理解ができていないと思われる点については、情報セキュリティ責任者から指導を行うとともに、改めて周知を図り、翌年度の情報セキュリティ研修の内容に盛り込む予定である。

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

【研修】

- 新規採用職員研修時、特に職員の認識が薄い「情報の格付及び取扱制限」について、教育を行った。
- NISC（内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）が、オンラインで実施する勉強会に積極的に参加を行い、情報の収集及び知識の習得に努めた。
- 情報セキュリティインシデントに対する対応強化を図るため、NISCが開催するCSIRT（Computer Security Incident Response Team）研修の他に、NICT（国立研究開発法人情報通信研究機構）の開催する実践的サイバー防御演習（CYDER）を受講するなどサイバー攻撃に対する備えを行った。
- 7/26に情報セキュリティアドバイザーによる集合研修を実施するとともに、密を避けるためオンライン研修も併用して、全役職員（非常勤職員を含む。）を対象に実施した。なお、当日全役職員が受講したが、受講できなかった役職員のために録画した動画を視聴できるよう準備した。

〔情報セキュリティ研修（8）〕

No.	研 修 名	実施者	期 間
1	●第1回 NISC 勉強会	NISC	4/20、25
2	●CYDER 研修（オンライン入門コース）	NICT	6/9
3	情報セキュリティ研修	外部	7/26
4	●CSIRT 研修①	NISC	9/8
5	●CSIRT 会合	NISC	9/12
6	●第2回 NISC 勉強会	NISC	9/28、29
7	CYDER 集合演習（Aコース）	NICT	12/14
8	●CSIRT 研修③	NISC	1/30

研修名の欄：●オンライン研修



当該年度における取組

【監査】

- NISC が主催する情報セキュリティ監査を対象としたオンライン研修へ参加した。また、機構が契約している情報セキュリティアドバイザーを講師とする内部監査員研修の実施により監査員の知識向上に努めた。
- 令和 5 年 12 月に令和 5 年度情報セキュリティ監査実施計画に基づく内部監査（監査項目点検表に基づく自己点検、担当者へのヒアリング）を実施した。
- 令和 6 年 1 月～2 月に個人情報の保護の適切な管理への取組を図るため、チェックシートを活用した自己点検及び個人情報の管理状況に係る監査を実施した。
- 令和 4 年 10 月に NISC から委託を受けた独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が行っている独法セキュリティ監査（マネジメント監査・ペネトレーションテスト）を受け、監査結果の指摘事項 22 件については、改善計画を立ててフォローアップに取り組んだ結果、21 件に対して改善の対応を行い、情報セキュリティインシデント発生リスク低減を図ることができた。



(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ①国及び関係自治体との連携

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。

① 国及び関係自治体との連携

空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制の確保を図ること。

【中期計画】

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずる。

① 国及び関係自治体との連携

機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体と構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等を通じて、十分な意思疎通を図る。

【年度計画】

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の取組を行う。

① 国及び関係自治体との連携

機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等を通じて、十分な意思疎通を図る。



当該年度における取組

① 国及び関係自治体との連携 ＜連絡協議会等の開催状況＞

- 空港周辺対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう「連絡協議会幹事会」を開催し、情報共有・意見交換を行った。

連絡協議会幹事会

構成メンバー：大阪航空局、福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町、機構

- 1 回目（8/31）（WEB 開催）の議題
 - （1）令和 4 事業年度事業実績 （2）令和 5 事業年度事業実施状況
 - （3）令和 6 事業年度予算概算要求
 - （4）その他（令和 4 年度業務実績報告、第 4 中期目標期間業務実績報告）
- 2 回目（3/22）（書面開催）の議題
 - （1）令和 5 事業年度事業実施状況 （2）令和 6 年度計画（案）
 - （3）令和 6 年度予算実施計画（案）



当該年度における取組

＜連絡協議会以外の会議＞

- 「連絡協議会」以外にも国や関係自治体等との会議に参加し、機構を取り巻く情勢や今後の福岡空港における周辺環境対策等について、意見交換及び情報の共有を行い、円滑な事業の推進に向けて意思疎通と連携の強化を図った。

【連絡協議会以外の関係自治体等との主な会議と出席団体等】

- 福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議
(関係自治体：福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町、機構)
開催日：4/21
→ 事業対象地域の関係自治体担当者に対し住宅騒音防止対策事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行い、制度・手続方法等について理解を深めてもらった。
- 地域対策協議会総代会
(福岡空港地域対策協議会、国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構他)
開催日：5/14
→ 地域対策協議会の活動報告や質疑応答等を通じ、国や機構等に対する要望の把握に努めた。
- 音に関する講演及び航空機騒音補償制度の説明会（音の勉強会）
(福岡空港地域対策協議会、滑走路増設対策専門部会、国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構他)
開催日：11/14
→ 福岡空港地域対策協議会主催のもと、航空機騒音と環境基準についての講演及び国から補償制度の説明を行う会議に出席し、航空機騒音に関する知見を深めた。
- 福岡空港公害対策協議会との事務協議
(福岡空港公害対策協議会、国、福岡県、福岡市、機構)
開催日：11/10 及び 12/1
→ 公害対策協議会と関係行政機関との協議に出席し、国や機構等に対する要望・要求を把握するとともに、関係行政機関と情報の共有を図った。
- 福岡空港利活用推進協議会
(福岡県、福岡市、福岡商工会議所、地元経済界、航空会社、機構)
開催日：5/10（総会）
→ 福岡空港の周辺環境対策事業を含む利活用事業を推進するため、情報共有を図った。
- 上臼井・下臼井特別委員会
(国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構他)
開催日：6/13（1回目）、2/8（2回目）
→ 福岡空港整備事業の進捗状況等の情報共有を図った。

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

- 福岡空港増設滑走路供用開始に向けた連絡会
（福岡国際空港（株）、福岡県、福岡市、国、機構）
開催日：12/21（第2回）、3/26（第3回）
→ 増設滑走路供用開始に向け、情報の共有が図られた。



(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ②広報活動の充実、 ③地域住民のニーズの把握

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努めること。

このため、ホームページを常に最新の情報に更新し、リーフレットやチラシによる広報を積極的に推進すること。

【中期計画】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。

イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。

ロ ホームページの内容について、利用者にわかりやすい表現を心がけ、常に最新の情報を提供する。

ハ 関係自治体と連携を図り、パンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。

ニ 地域への啓発活動として、空港で開催される「空の日」といったイベントへの参加や、環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応する。

③ 地域住民のニーズの把握

機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。

【年度計画】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。

イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。

ロ ホームページの内容について利用者にわかりやすい表現を心がけ、事業計画や業務実績報告書の公表等を行い、常に最新の情報を提供する。

ハ 関係自治体と連携を図り、自治体広報誌への情報掲載・窓口での機構のパンフレットの配布や各事業のチラシ配布等の広報活動を行う。

ニ 地域への啓発活動として、空港で開催される「空の日」といったイベントへの参加や、環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応する。

③ 地域住民のニーズの把握

機構のホームページや、自治体情報誌への広報掲載、機構のパンフレット等に記載しているお問い合わせ・ご意見募集窓口から、機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。



当該年度における取組

■年度計画 ②広報活動の充実 イ

<財務情報等の公表>

- 令和4年度の財務諸表、業務実績評価結果、令和5年度の公共工事に係る発注情報や契約結果情報等の公表を速やかに行うことにより、事業運営の透明性を確保した。

【令和5年度におけるホームページの公表内容】

● 独立行政法人通則法に基づく公表

- ・ 4/ 4 令和5年度計画
- ・ 4/14 役員の任命（理事長の交代）
- ・ 6/29 令和4年度業務実績報告書
令和4年度自己評価調書
令和3年度評価結果の反映状況
第4期中期期間業務実績報告書
第4期中期期間自己評価書
- ・ 6/30 役職員の報酬・給与等の水準の公表（令和4年度給与水準）
- ・ 7/19 令和4事業年度 事業報告書及び財務諸表
- ・ 8/ 4 役員の任命（監事の交代）
- ・ 8/30 令和4年度評価調書
第4期中期目標期間評価調書
- ・ 10/23 令和4年度独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況等の公表
- ・ 11/17 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（令和6年4月施行）
- ・ 2/13 業務内容別の職員数（令和6年1月1日現在）
- ・ 3/27 令和6年度計画

● 各種事業

- ・ 4/18 令和5年度空調機器更新工事における申請受付のお知らせ
空調機器更新工事における申請書類、手引き等の掲載（2023年度版）

● 契約関係

- ・ 独立行政法人空港周辺整備機構契約事務取扱細則に基づく発注情報の公表（入札公告・開札結果）
- ・ 環境物品等の調達の推進を図るための方針
- ・ 令和5年度公共工事の発注見通し
- ・ 令和5年度契約監視委員会の審議概要
- ・ 令和5年度調達等合理化計画
- ・ 令和5年度における空港周辺整備機構の中小企業者に関する契約方針
- ・ 契約結果の情報 等



当該年度における取組

■年度計画 ②広報活動の充実 □

<ホームページの更新>

- ホームページの内容については、利用者にわかりやすい表現を心がけ、事業計画や業務実績報告書の公表など年間 57 回の更新を行い、常に最新の情報を提供した。
- ホームページの改修にあたっては、Google Analytics を用いてアクセス状況の把握・分析に努め、改修の際の参考にするとともに、職員や関係者等の意見・要望を踏まえて以下の改修を行った。
 - ✓ 機構の概要に「基本理念、運営方針及び役職員行動指針」の掲載
 - ✓ スマホ用サイトのトップ画面のレイアウト変更
 - ✓ 「航空機騒音の軽減」のアイコンの変更

等

■年度計画 ②広報活動の充実 ハ

<自治体広報誌などへの情報掲載>

【住宅騒音防止対策事業】(P9 の再掲)

事業制度の積極的な周知を図るため、以下の取組を実施した。

- これまで行ってきた新聞折込チラシや郵便局窓口現金封筒広告を廃し、更に効果的な周知を行うため令和 5 年度から対象地域を選定したポスティングを実施した（配布：6,018 枚）。また、昨年に引き続き、マスクケースの配布も実施した。
- 関係自治体窓口や福岡市の共同利用会館に住宅騒音防止対策事業パンフレットの設置（補充）を行ったほか、当該会館では、事業の概要を記載したチラシを掲示した。
- 福岡市博多区、東区及び大野城市の広報誌に事業案内の記事を掲載した。なお、福岡市博多区は 4、5、7、11、2 月号の 5 回、東区は 7、2 月号の 2 回、大野城市は 5、11、2 月号の 3 回掲載。

【移転補償事業】(P18 の再掲)

- 移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため設置している横断幕については、第 4 期中期より実施を継続して、現在までに 3 箇所の設置を行っている。令和 5 年度は更なる広報活動の強化として、これに加えて、新たに 3 箇所を選定し追加設置を行った。
- 事業案内について、これまでも実施している自治体（福岡市・大野城市）広報誌への掲載や、地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう、例年事業対象区域の公民館、共同利用会館へ事業案内チラシを随時設置しており、令和 5 年度においてもチラシの補充を行い、継続した広報活動に取り組んだ。
- 令和 6 年度に向けた新たな広報活動として、重点的なエリアを絞り込んだ上で、広報チラシのポスティングを実施する予定であり、ポスティング用チラシを自前作成した。

【その他】

- 機構への情報アクセスが容易になるよう、パンフレット等の広報物全てに QR コードを記載した。



獨立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

【公民館、共同利用会館への配布チラシ】

福岡空港周辺における 移転補償制度や防音工事の 助成をご存知ですか？

～空港周辺整備機構からのお知らせ～

独立行政法人 空港周辺整備機構は、福岡空港周辺地区における航空利便の向上及び
観光振興、あわせて西宮町の航空利便の向上に努めることにより、土地の買入れや建物の
移転補償、住居の防音・防騒音などに努めています。

**福岡空港周辺に住居や事業所等をお持ちの方が、移転や防音工事を
行われる場合には、これらの補償や助成を利用できる場合があります。**

移転補償とは

知覚交通騒音の低減を図る
ため、移転補償や防音・防音
対策など、航空利便の向上に
努めることにより、土地の買
入れや建物の移転補償に
努めています。



移転補償の対象となる区域（調査地域等）

**福岡市博多区の一部、
東区の一部、大野城市の一部。**

この一帯の航空利便の向上、また、その周辺に土地の買入れや
建物の移転など、
航空利便の向上を図るため、移転補償や防音・防音
対策など、航空利便の向上に
努めることにより、土地の買
入れや建物の移転補償に
努めています。

詳しくは、独立行政法人 空港周辺整備機構まで、
お気軽にお問い合わせ下さい。

独立行政法人 空港周辺整備機構 補償課

福岡市博多区博多駅東2丁目17番5号アークビル9階
TEL 092-472-4596 Fax 092-472-4597
URL <http://www.cela.or.jp/boucn/c2.html>



本誌掲載に感謝いたします。

【マスクケース】

使い捨てマスクケース

※この図は、ご家庭での簡易的な消毒方法の一例です。必ずしもこの方法で行う必要はありません。

☐ この図にマスクの外側を向けて置いてください。

＜税制改正法案を実施された住宅にお住まいの方＞

～空調機器補助制度のご案内～

福島県南相馬市の東京電力福島第1原発内での事故に際して建物の居住工事（間接サッシの取付け）や新設の使用工事で設置されたエアコン等の空調機能が、10年以上の使用により所定自壊度が認められている場合に、新しい空調機能に取替えるための税金助費の一額を補助します。

新築・改修期間 **5月頃～12月上旬**

- 入居した建物には専任管理員が、事務所に必ずしもおらずでも対応可能とすること。
- 申請書類は下記のとおり。
- 申請金は下記で返還する。



新築・改修情報 貸付申込書

<http://www.wakai.go.jp/shiminseisaku.html>



**独立行政法人
空港周辺整備機構**

〒924-8002 富山県石川市黒崎町三丁目7番地(ホテルニューグランド内)

融資対象となる設備等は、国定地方自治体において、財政支出としてよりその費用の7割以上が国庫補助金等によるものであることを原則としなければならない。

【マスクケースの配布先】

媒体	配布先リスト	
	枚数	施設名
	2, 000	福岡市東区 理容室

当該年度における取組

■年度計画 ②広報活動の充実 二

<啓発活動の実施>

- 福岡空港で開催された「空の日」イベント（9月16日）に参加し、空港周辺対策への理解を深めてもらうため、機構の業務を紹介したパネル展示や、イベント来場者へのパンフレット及びノベルティの配布により、機構の事業を紹介するなどの広報活動を行った。また、事業制度を改めて地域住民へ周知するため、移転補償跡地への横断幕設置など広報活動の充実を図ったほか、補助制度を記載したマスクケース配布による制度紹介も昨年引き続き実施した。



「空の日」イベントの様子

<環境学習や見学の実施>

- 連絡協議会において地域への啓発活動の観点から、空港周辺の関係自治体に対して、機構の事業及び空港への理解を深めていただけるよう、資料やこれまでの取組を紹介し機構が積極的に対応することを周知した。
- ホームページに「校外学習」の募集案内を掲載するとともに、出前講座の実施についても引き続き案内を行った。



当該年度における取組

③ 地域住民のニーズの把握 ＜質問・意見の募集＞

- 地域住民のニーズを把握するため、ホームページに「ご意見・お問い合わせ」専用フォームを設け、幅広く意見等の募集を行ったほか、関係自治体で配布している機構のパンフレットに意見等の提出方法を記載した。

【ホームページの「ご意見・お問い合わせ」】

ご意見・お問い合わせ

当機構は皆様からのご意見、お問い合わせを大切にしております。
ご質問等は電話、メール、お便りでも承っております。詳しくはこちらをご覧ください。

入力フォーム

※必ずしもこの順番で入力する必要はありません。お問い合わせは「お問い合わせ」で、ご意見は「ご意見」で入力してください。

お問い合わせ ☒ 意見 ☐ お問い合わせ ☐ 意見

氏名 姓 名

フリガナ 姓 名

ご住所

職業

性別 ☒ 男性 ☐ 女性

E-mail

※ お問い合わせ、ご意見の件数

送信 印刷



(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、環境対策事業承継日以降の運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、業務上のデータの体系化を進めるとともに、デジタル化して引き継ぎが行えるよう、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこと。

【中期計画】

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。

① 引き継ぎ文書のデジタル化

ペーパーレスによるスムーズな引き継ぎを実現するため、業務上のデータの体系化を進めるとともに、これまでの紙媒体の文書を含め、電子媒体により引き継ぎが行えるようにデジタル化を推進する。

② 業務の可視化パターン化の推進

運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業の承継を行うために、内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表の充実を図る。

③ 研修員の受入れ

運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、環境対策事業承継までの間、運営権者から機構へ常勤の研修員を少なくとも1名以上受け入れ、研修を行う。

【年度計画】

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの受託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。

① 承継に向けて必要となる作業工程表の作成

運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けて、承継及び機構の廃止に至るまでの作業工程表の作成及び全体計画策定の検討を行う。

② 引き継ぎ文書のデジタル化

ペーパーレスによるスムーズな引き継ぎを実現するため、電子文書の保存に係る要領の見直し等を行うことにより業務上のデータの体系化を進める。また、これまでの紙媒体の文書を含め、電子媒体により引き継ぎが行えるよう、工程・進捗管理を含む法人文書デジタル化推進計画を策定し、デジタル化の推進に取り組む。

③ 業務の可視化パターン化の推進

運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業の承継を行うために、内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表について、日々の業務と照らし合わせて改善点を見つけ出し、リスク管理委員会に諮り、内容や質の充実及びリスクの低減を図っていく。

④ 研修員の受入れ

運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、運営権者から派遣された研修員に対して、研修の実施を通じて機構業務の習熟を図る。



当該年度における取組

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、機構が実施している事業を適正かつ円滑に承継するため、以下の①～④の取組を行い、スムーズな事業承継を行う予定である。

業務移管に当たっては、今後も引き続き運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこととする。（措置状況：「一部実施・実施中」）

【参考】

- 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）
＜各法人等において講ずべき措置＞

本法人が行う福岡空港の周辺環境対策は、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号）」に基づき、福岡空港の民間委託を行うこととなる際に、新たな空港運営主体に業務移管する方向で検討が進められている。

福岡空港について民間委託の手続を進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続を踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。

本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止する。

① 承継に向けて必要となる作業工程表の作成

＜承継及び機構の廃止に至るまでの作業工程表の作成及び全体計画策定の検討＞

- 承継及び機構の廃止に至るまでの作業工程表においては、「中期目標・中期計画」・「滑走路増設・騒音区域見直し」及び「機構の廃止」という全体的な流れと、個別具体的な項目として「福岡国際空港株式会社への事業承継」・「文書整理」・「備品整理」及び「編年史（仮称）の作成」という項目を設定して、今後のスケジュールを明確化した。

② 引き継ぎ文書のデジタル化

＜法人文書デジタル化推進計画の策定＞

- 法人文書デジタル化推進計画においては、これまでの紙媒体の文書を含め電子媒体により引き継ぎが行えるよう、工程・進捗管理を含む以下の具体的な計画の内容を定め、取り組むこととした。
 - ✓ 電子媒体の文書保存のルールを策定すること
 - ✓ 職員ごとに電子化の日を設定し、PDF 作業に専念すること
 - ✓ 電子化契約（派遣スタッフ・業務委託）により文書保管庫の電子化を促進すること
 - ✓ 電子決裁の運用を図ること

＜データの体系化＞

- 電子媒体を正本・原本として体系的に管理するため、法人文書ファイル保存要領に共有フォルダ階層やファイル名（保存期間の明記）など電子媒体の文書保存の方法を定め、データを体系的に管理できるように取り組んだ。
- また、電子媒体の保存を推進するため、グループウェア（サイボウズ）のワークフロー機能を用いた電子決裁を行うことができるよう法人文書取扱規程を改正するとともに、システム構築を行い、電子決裁の運用を開始した。

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

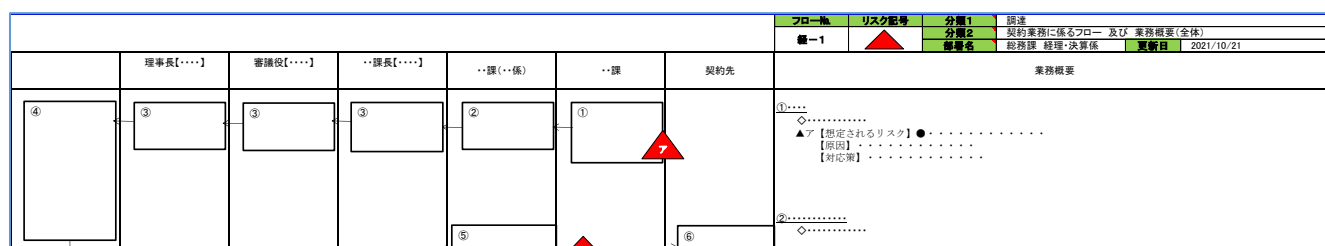
③ 業務の可視化パターン化の推進

＜業務フローチャート等の作成＞

- 業務フローチャート及びリスク管理表をもとに運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業承継を行う予定である。

今年度は、リスク項目及び具体的な対策について検討を行い、業務フローチャート及びリスク管理表の再点検を行った。その結果、業務フローチャートは34のフローチャートを見直すとともに、リスク管理表は10のリスク項目について見直しを行った。なお、内部監査やNISCの独法セキュリティ監査で指摘された事項についても、リスク評価を行い、業務フローチャート及びリスク管理表の見直しに反映した。

[業務フローチャート]



[リスク管理表]

独立行政法人空港周辺整備機構 リスク管理表（総務・経理）

リスク項目	リスク項目	内容	リスク評価					リスク発生時に想定される事象	想定されるリスク発生原因	リスクに対する基本方針	リスクに対する具体的な対策	備考
			影響度 (A)	発生可能性 (B)	発生可能性 (C)	発生可能性 (D)	リスク評価 (A)×(D)					
業務	業務の平準化	情報漏洩	5	1	3	4	20	……	……	……	……	

④ 研修員の受入れ

＜機構の業務の習熟＞

- 平成31年4月から福岡空港運営権者より研修員1名を受け入れ、機構の業務を習得するための研修を開始している。

今年度は、6月から地域振興課で住宅騒音防止対策事業、再開発整備事業及び緑地造成事業について実務研修(OJT)を行い、1月から補償課で移転補償業務について実務研修(OJT)を行った。



(5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組

今後、機構は廃止され、業務は運営権者に移管されることから、機構がこれまでの長い歴史の中で様々な課題を乗り越えてきた成果を後世に引き継げるように、培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等のまとめをデジタル化して記録に残すこと。

また、次期中期目標期間に機構の成果のまとめを公表できるように準備を進めること。

【中期計画】

(5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組

今後、機構は廃止され、業務は運営権者に移管されることから、機構がこれまでの長い歴史の中で様々な課題を乗り越えてきた成果を後世に引き継げるように、培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等をまとめた事業の成果（レポート）をデジタル化して作成を進めるとともに、廃止を迎える次期中期目標期間に向けて「編年史」や「機構の歩み」のような記録を残す準備を行う。

【年度計画】

(5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組

今後、機構は廃止され、業務は運営権者に移管されることから、機構がこれまでの長い歴史の中で様々な課題を乗り越えてきた成果を後世に引き継げるように、培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等の記録を残すための作業工程を明確化するとともに、貴重な資料や情報の収集・整理を行う。

当該年度における取組

<作業工程の明確化>

- 第5期中期目標における業務運営に関する重要事項を踏まえ、機構がこれまでの長い歴史の中で培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等について、機構廃止後もその成果を後世に引継ぎ有効活用することを目的として、その取組を編纂するための「独立行政法人空港周辺整備機構の歩み（仮称）編纂委員会」（以下「委員会」という。）を設置した。
- 8月に第1回目の委員会を開催し、実施体制及びスケジュールを決めるとともに、内容及び構成、資料収集及び整理、予算等の大枠の検討や認識の共有を行い、貴重な資料や情報の収集の作業を進めた。
- 2月に第2回目の委員会を開催し、貴重な資料や情報の収集の結果を踏まえ、企画・構成（案）の検討や今後の編纂に向けた作業に取り組んだ。

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(6) 騒防法第 29 条第 1 項に規定する積立金の使途

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

(6) 騒防法第 29 条第 1 項に規定する積立金の使途

騒防法第 29 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、騒防法第 28 条に規定する業務の運営の使途に充てる。

【年度計画】

(6) 騒防法第 29 条第 1 項に規定する積立金の使途

騒防法第 29 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第 28 条に規定する業務の運営の使途に充てる。

当該年度における取組

第 4 期中期目標期間終了時の積立金の一部については、国土交通大臣の承認を受け、再開発整備事業において自己財源で取得した有形固定資産の償却等に要する費用、空港周辺整備機構廃止並びに福岡空港運営権者への事業承継に要する費用として、今期への繰越を行った。